

## 参考資料

- 参考資料 1 大阪市学校適正配置審議会規則
- 参考資料 2 執行機関の附属機関に関する条例（抄）【抜粋】
- 参考資料 3 〔参考〕大阪市学校適正配置審議会審議状況
- 参考資料 4 〔参考〕大阪市学校適正配置審議会答申（平成 22 年 2 月）（概要）
- 参考資料 5 大阪市立中学校学校配置の適正化の推進に向けての意見書
- 参考資料 6 大阪市立学校活性化条例（抜粋）
- 参考資料 7 大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則
- 参考資料 8 大阪市立小学校・中学校学校配置の適正化の推進のための指針
- 参考資料 9 大阪市における学校配置の適正化の推進について（概要等）

○大阪市学校適正配置審議会

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

改正 平成25年3月29日(教)規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日(教)規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

参考資料 2

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28年4月1日 条例第35号

最近改正 令和4年3月2日 条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和53年5月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月27日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和4年3月2日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 〔参考〕 大阪市学校適正配置審議会審議状況

年月日	会議等	内 容
S53.7.27	第1回審議会	第一回開催日設置とする 審議会の所定事務の確認 運営委員会の設置(9名)
S53.9.26	第2回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 運営委員会報告 前懇談会答申の検討について 過小校の実地調査について
S54.5.17	第3回審議会	「教育課程と小規模校」について研究報告 審議会の基本方針 審議会答申の原案作成について 学校適正配置についての今後の進め方について 小委員会の設置(7名)
S54.8.4	第4回審議会	審議会第1次答申の審議 連絡調整委員会の設置(6名)
S54.10.20	第5回審議会	審議会第1次答申の審議
S55.1.19	第6回審議会	審議会第1次答申の決定
S55.1.22	(第1次答申)	プレス発表
S55.7.28	第7回審議会	審議会の役員選出(会長、会長代理) 今日までの経過説明 連絡調整委員会について 今後の進め方について
S56.3.28	第8回審議会	第2次答申の決定
S56.3.31	(第2次答申)	プレス発表
S57.3.29	第9回審議会	南区における学級規模・配置の適正化に関する教育委員会実施案 (第1次)を地元提示した旨の報告
S58.3.18	第10回審議会	第9回審議会以降の過小校の状況について
S59.3.22	第11回審議会	南中学校本校・分校の統合について
S59.5.8	第12回審議会	難波小学校と元町小学校の統合について
S60.3.22	第13回審議会	適正化対象校の現況について
S61.3.22	第14回審議会	大宝小学校、芦池小学校及び道仁小学校の統合について
S62.3.24	第15回審議会	大宝幼稚園と芦池幼稚園の統合について
S63.3.28	第16回審議会	東中学校と船場中学校の統合について及び曾根崎小学校と梅田東 小学校の統合について
H1.3.23	第17回審議会	大和川小学校と長原小学校の統合について及び曾根崎小学校と梅 田東小学校の統合について
H2.3.26	第18回審議会	集英小学校と愛日小学校の統合について及び桃谷小学校・桃園小 小学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.3.26	第19回審議会	桃谷小学校・桃園小学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.12.10	第20回審議会	新設校(中央小学校)の設置及び審議会専門部会の設置について
H5.3.30	第21回審議会	新設校(真住中学校)の設置及び専門部会の経過報告について
H6.3.30	第22回審議会	適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について

年月日	会議等	内容
H7.3.30	第23回審議会	精華小学校と南小学校の統合について及び菅南中学校と扇町中学校の統合について 適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について
H8.3.25	第24回審議会	精華幼稚園と南幼稚園の統合について 新しい小・中学校の教育のあり方を研究するための専門部会設置について
H10.3.30	第25回審議会	新設校(茨田小学校)の設置及び分校(加美北小学校)の廃止について 今後の適正化に関する「専門部会の審議経過の概要」について
H12.3.28	第26回審議会	新設校(清江小学校)の設置及び分校(小路小学校)の廃止について 今後の適正配置について
H15.7.28	第27回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 専門部会「審議経過の概要」報告 南住吉小学校分校の開校について 済美小学校・北天満小学校の統合について
H16.8.17	第28回審議会	専門部会の審議状況について
H16.9.27	(答申)	プレス発表
H18.12.6	第29回審議会	大阪北小学校と扇町小学校の統合について 児童数119人以下の小学校について 南住吉大空小学校の設置について
H20.6.2	第30回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 御幣島小学校の設置について
H20.6.10	(答申)	プレス発表
H21.11.9	第31回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方(中間報告)について
H22.2.10	第32回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 焼野小学校の設置について
H22.2.25	(答申)	プレス発表
H22.9.27	第33回審議会	周知パンフレットの概要について
H24.6.28	第34回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校適正配置の今後の進め方について
H25.2.22	第35回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進のための指針(仮称)について
H25.12.20	第36回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進に向けての意見書(案)について
H27.3.16	第37回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 塩草小学校と立葉小学校の統合について 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について 今後の学校適正配置の進め方について(案)
H28.3.30	第38回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 大阪市の学校適正配置における現状と課題について
H29.2.9	第39回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 生野区西部地域学校再編整備計画について 市内中心部における児童急増対策について
R2.2.3	第40回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の今後の進め方について

年 月 日	会 議 等	内 容
R5.3.30	第41回審議会	学校配置の適正化の取組状況について 大規模校の現状と経過報告について 大阪市の中学校の現状と課題について
R6.1.31	第42回審議会	学校配置の適正化の取組状況について 「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書 (案)」について
R7.3.27	第43回審議会	学校配置の適正化の取組状況について 大阪市における現状と課題について

〔参考〕 大阪市学校適正配置審議会答申(平成22年2月)

## 今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)【概要】

### I 経過

○平成 16 年答申 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年 4 月)

○平成 20 年答申 12～24 学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

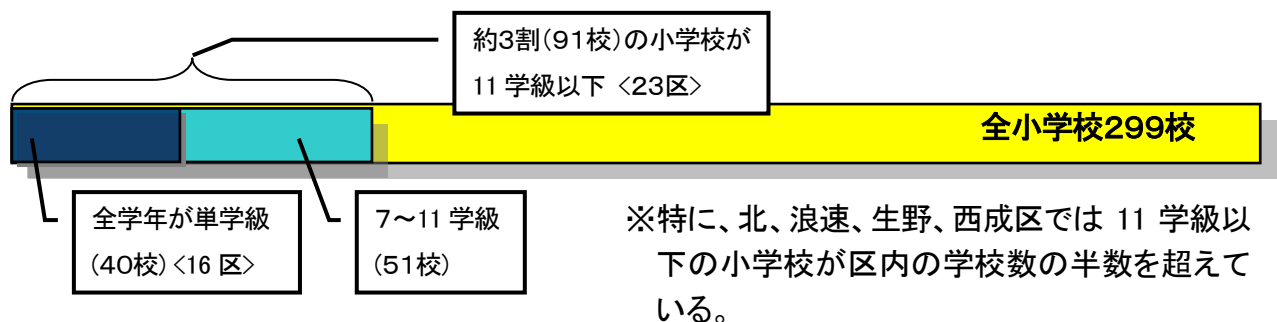
↳ 極めて小規模な 3 校より、順次、地域・保護者への説明を開始

### II 児童数等の推移・現状

#### 児童数等の推移

児童数は、昭和54年度(約 24 万 2 千人)と平成 21 年度(約 12 万 2 千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず学校数は反対に増加(293校→299校)。

#### 大阪市の小学校の現状(平成 21 年 5 月 1 日現在)



### III 今後の学校配置の適正化について

#### 適正規模

- ・ 12～24 学級とする。

#### 適正化の必要性

- ・ 学校が小規模となることにより、人数が少ないことによる利点もあるが、教育上の課題も生じる。
- ・ これまで小規模校については、利点を活かし、課題は学校の創意工夫で克服しつつ教育活動を進めてきたが、今後、学校における工夫だけで良好な教育環境を整えるには限界がある。
- ・ 7～11 学級の規模の小学校についても、学年によっては 6 年間クラス替えもできず、全学年単学級の小学校と同様の課題がある。

#### 適正化の対象

- ・ 11 学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理。

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校
- ⑦ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後 12 学級以上の状況になると見込まれる小学校

※上記の分類から、①から⑥に該当する小学校を適正化の対象とする。

#### IV 適正化に向けた進め方

- 今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない、①②に該当する小学校
  - 保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべきである。
- 上記以外の③から⑥に該当する小学校
  - 児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取り組みに着手されたい。
- ◎ 児童・保護者の不安の緩和のための配慮とともに、保護者・地域関係者が適正化を前向きに考えてもらえるような機運の醸成に傾注すべきである。
  - 小規模校の教育上の利点と課題、統合経験校の児童・保護者の意見、統合校への教育内容の充実などの情報を発信。
  - 市民への意識醸成のもと、行政区・中学校区単位の保護者・地域関係者との協働で適正化を検討。
- ◎ とりわけ小規模な小学校の集中している行政区、中学校区では、より活発な進展が望ましい。
- ◎ 学校種間の連携、接続のメリットを活かす観点から、小中一貫教育校の設置なども、より大きな集団で教育活動を営める点から有効な方策の一つと考える。

#### V 小規模校における教育活動の充実

適正化の推進には相当の年月を要するが、これらの小学校においても日々教育活動が為されており、教育効果面での課題に対処するため、当面の間は次のような方策を講じる必要がある。

- ・ 小学校間での交流活動
- ・ 小中連携
- ・ 地域との連携

大阪市立中学校

学校配置の適正化の

推進に向けての意見書

令和6年3月

大阪市学校適正配置審議会

## 目 次

はじめに	P 1
I 学校配置の適正化	
1 基本的な考え方	P 2
2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果	P 2
II 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状	
1 生徒数・学校数の推移	P 3
2 現状	P 3
III 大阪市立中学校における配置の適正化	
1 中学校の小規模化に伴う影響	P 4
2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象	
（1）適正規模について	
①学級数	P 5
②生徒数	P 5
（2）学校配置の適正化の対象について	P 6
3 学校配置の適正化の手法	
（1）学校配置の適正化の手法について	
①統合	P 7
②通学区域の変更	P 7
（2）学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について	P 8
4 学校配置の適正化の進め方	
（1）小学校における配置の適正化の進め方について	
①条例制定にいたる経過	P 8
②条例改正前後の取組の比較	P 8
③教育委員会事務局による分析	P 9
（2）中学校の配置の適正化を進めるにあたって	P 9
5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり	
（1）統合等において配慮すべき事項について	P 10
（2）統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について	P 10
（3）参考 統合によって廃校となる学校跡地について	P 11
おわりに	P 12

## はじめに

- ・本審議会では、平成 15（2003）年 7 月に教育委員会より「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受け、小規模化が顕著である小学校を中心に検討し、平成 16（2004）年、20（2008）年、22（2010）年に答申（以下、それぞれ「16 年答申」「20 年答申」「22 年答申」という。）を、平成 25（2013）年に意見（以下、「25 年意見」という。）をとりまとめ、教育委員会へ提出してきた。
- ・22 年答申では、「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」としたところである。
- ・大阪市内中学校については、学級編制基準や入学率等の影響を受けるため一概には言えないが、通学区域内の小学校が適正規模であれば、ほとんどの中学校が各学年で複数学級を維持できることから、まずは、小学校の配置の適正化を着実に推進していくことが重要である。
- ・中学校の現状を見てみると、生徒数については、第 1 回審議会答申が出された昭和 50 年代と比較して半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。また、長年の少子化の影響により、著しく小規模化している中学校が存在しており、小学校だけでなく、中学校の配置の適正化についても検討すべき時期に来ていると言える。
- ・これらのことから、特に小規模な中学校においては喫緊の対応が求められるため、当審議会は、22 年答申、25 年意見を基本に、中学校の特性、この間に進められてきた小学校の配置の適正化の取組等を踏まえて、中学校の配置の適正化に着手するにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点等を中心に意見書としてまとめた。

# I 学校配置の適正化

## 1 基本的な考え方

- ・義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。
- ・それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、令和2（2020）年度より小学校において、令和3（2021）年度より中学校において全面実施されている学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。
- ・こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。
- ・これらのことから、一定の規模を下回る学校については、学校配置の適正化（他の学校との統合等）を行うことにより集団規模等を確保し、児童生徒の教育環境の改善を図ることが必要である。

## 2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果

- ・1の基本的な考え方のもと、大阪市では小規模な小学校について、配置の適正化を進めてきた。
- ・令和3（2021）・4（2022）年度に統合した学校の児童を対象に、統合の半年後に実施したアンケートでは、約8割の児童が「新しい友だちができた」、約7割の児童が「遊ぶ仲間が増えた」、約5割の児童が「いろんな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答しており、小規模校の課題のひとつである人間関係の固定化が解消され、人間関係が広がっていること等が確認できた。
- ・また、「運動会等の集団活動が活発になった」との回答も多くあり、教育活動の幅が広がっていることも確認できたところである。
- ・教員からは、児童数が増えたことにより「交友関係が多様化し、特定の間人間関係に依存しすぎるのがなくなった」「学習や取組に対して、教え合い

や競い合い、影響し合う機会が増えた」、また、教員の数が増えたことにより「他の教員の指導を見る機会が増え、様々な指導方法を学ぶことができるようになった」「教材研究を分担することができ、児童への指導の幅が広がった」「校務分掌の負担が減り、児童に向き合う時間が増えた」等の声が聞かれている。

- ・もとより学校配置の適正化については様々な意見が示されており、今後もその影響を注視していく必要があるが、これまでのところは上記のような肯定的影響が報告されているところである。

## Ⅱ 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状

### 1 生徒数・学校数の推移

- ・大阪市立中学校の生徒数は、昭和 37（1962）年度に約 18 万 5 千人とピークを迎えた後は減少し続け、第 1 次答申当時（昭和 54（1979）年度）の約 10 万 8 千人から見て、令和 5（2023）年度は約 5 万 1 千人と半減しており、平成 13（2001）年度以降、5 万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和 54（1979）年度には 122 校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和 5（2023）年度には 126 校（義務教育学校含む、郊外校除く。）と反対に増加している。

### 2 現状

- ・令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、中学校 126 校のうち、一部の学年で単学級となる 5 学級以下の学校が 11 校あり、近年増加傾向にある。
- ・また、全校生徒数が 60 人を下回るなど、著しく小規模化している学校が存在するに至っている。
- ・具体的には、3 学級以下の学校が全体の 3 校（2.4%）、4～5 学級が 8 校（6.3%）、6～8 学級が 26 校（20.6%）、9～11 学級が 33 校（26.2%）、12 学級以上が 56 校（44.4%）となっている。
- ・大阪市の年少（0～14 歳）人口は、昭和 55（1980）年は約 54 万人であったが、令和 5（2023）年は約 28 万人であり、大阪市の総人口に占める割合は 10.2%となっている。約 20 年後の令和 27（2045）年には約 23 万人、同割合は 9.6%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。
- ・また、令和 27（2045）年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、生野区、西成区は 8%未満と比較的低い水準にあり、一方、福島区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上を維持すると見込まれており、地域によって異なる状況になることが見込まれている。
- ・一方、外国人人口の増加により、これまで減少傾向にあった人口が増加に

転じている区もある。

- ・大阪市は、不登校生徒在籍率や特別支援学級在籍率が全国平均を上回っており、個別の支援を要する生徒が他の自治体と比して多い状況であり、地域的な偏りも見られる。さらに、前述のとおり、外国人人口の増加に伴い、日本語指導を必要とする生徒数も増加している。

### Ⅲ 大阪市立中学校における配置の適正化

#### 1 中学校の小規模化に伴う影響

- ・1学年あたりの生徒数が少ないことによる利点や課題は、22年答申に記載のとおりである。
- ・一般的に小規模校は、学校としてまとまりやすい、生徒一人ひとりの生活実態が把握しやすく家庭との連携がとりやすい等の利点がある。
- ・一方で、クラス替えができないため人間関係が固定化する、集団の中での経験を通じて能力を育む機会が減少する、教育活動の幅が狭くなる、校務分掌にかかる負担が偏る、教員集団のバランスがとりにくくなるといった様々な課題がある。
- ・中でも、中学生は、思春期の多感な時期にあり、人間関係が固定化することの影響が、より深刻な課題となって顕れやすい。また、高校進学等に伴い新たな人間関係を構築していく力が求められることを考えると、小規模校であることによって生じる課題がより大きく影響すると言える。
- ・部活動についても、当該校だけでは一定の人数が必要となる種目の部活動が成立しなかったり、小規模校では教員の配置数が減ることもあり、部活動の種目が限られたりする等の課題もある。
- ・また、中学校の特徴として教科担任制があり、文部科学省の手引きによると、免許外指導をなくすためには、学級数は9学級以上を確保することが望ましいとされている。8学級以下の学校では9教科の教員定数が確保できず、免許外指導や兼務、非常勤講師による対応等が生じる可能性がある。
- ・さらに、教員数が限られることにより、新しい指導技術や考え等が入ってきにくくなるなど、指導技術の活性化や資質向上の観点においても課題がある。加えて、教科により授業時数に大きな差があることから、業務の平準化という面でも課題があると考ええる。
- ・その他、小学校にも共通することとなるが、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図っているところ、集団で議論する際に、小規模校の学級ではメンバーが固定化し議論が深まらないなど、今日的な学びの実現への影響も生じると考える。

## 2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象

小学校の適正規模及び配置の適正化の対象については、学級数及び児童数の両面から基準が検討されていることから、中学校についても同様に検討する。

### (1) 適正規模について

#### ① 学級数

- ・「学校教育法施行規則」（以下、「規則」という。）では、中学校の学級数は「12学級以上18学級以下」が標準とされている。
- ・ただし、「地域の実態その他により特別な事情のあるときには、この限りでない」とも規定されており、他の政令市においても、半数以上が規則と異なる基準を設けている。
- ・大阪市では、学級数の下限について、小学校では、クラス替えが可能な1学年2学級、6学年で12学級としている。
- ・中学校は、教科担任制であるため、9学級未満の場合、授業時数の少ない教科において1名の教諭の確保が困難となり、免許外指導等が生じる可能性がある。持続的に良好な教育環境を提供する観点から、免許外指導等が生じる学級数には課題があると言え、適正規模の学級数の下限は1学年につき3学級、全学年で9学級がひとつの基準になると考える。1学年3学級あれば、クラス替えはもとより、教科によるが同一教科に複数の教員の配置も可能であり、小規模化に伴う教育上の課題も概ね生じない学級数であると考え。
- ・また、昭和54（1979）年答申では、300人以上を適正規模としているところ、生徒数が300人程度であれば9学級程度となること、下限を規則で標準とされている12学級とした場合、5割以上の中学校が適正規模未満の学校となる現状を踏まえると、下限の目安は9学級とするのが、大阪市の実態に沿っていると考え。
- ・上限については、小学校において24学級としており、他の多くの政令市でも24学級としている。中学校について変更すべき特段の事情もないと考える。
- ・よって、大阪市においては、中学校の適正規模を「9学級以上24学級以下」とすることが妥当であると考え。
- ・なお、自治体によっては、適正規模校より小さい学校を「準小規模校」や「準ずる規模」と規定している事例が見られた。今後、制度の変更や更なる少子化の進行等により、改めて適正規模の基準を検討する際には、参考にするべき考え方のひとつであると思料する。

#### ② 生徒数

- ・小学校における1学級あたりの児童数の下限の目安については、16年答申

において、調査研究の結果や教育活動の円滑な実施等の観点から1学級あたり20人程度と整理したところである。

- ・ 中学校における1学級あたりの生徒数の下限の目安については、調査研究の結果や教育活動の円滑な実施等の観点において小学校と中学校で特段の差異はないことから、1学級あたり20人程度との整理は中学校についても妥当である。
- ・ 昭和54(1979)年答申において300人未満の学校を過少校と定義していることについては、①に記載のとおり適正規模の学級数の下限である9学級であれば、生徒数は300人程度となることから、齟齬はないところである。しかしながら、9学級でも生徒数300人未満になる学校も現に存在すること、また、その場合でも、即座に教育活動に支障が生じるという状況でもないことから、中学校における適正規模の考え方については、学級数を基本とし、300人は一つの目安とするに留める。なお、個々の学校の状況を踏まえ、必要な対策を講じていくことが望まれる。

## (2) 学校配置の適正化の対象について

- ・ (1)の整理を踏まえ、9学級を下回る中学校は、小規模校となる。
- ・ 中でも、生徒数が60人(20人×3学年)を下回る、また、単学級の学年がある規模の場合は、円滑な教育活動の実施に支障がある、クラス替えができない等、特に生徒に与える影響が顕著であると考えられる。
- ・ よって、学校配置の適正化の対象については、小学校の区分も参考に、次のとおり区分し、教育効果面での課題が大きいと認められる中学校から順次検討を行っていくのが望ましい。
  - ① 複式学級を有する学校
  - ② ①の学校を除き、生徒数が60人を下回り、今後とも60人以上に増加する見込みがない学校
  - ③ 生徒数は60人以上であるが、今後60人を下回ることが見込まれる学校
  - ④ ①～③の学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後ともすべての学年において単学級であることが見込まれる学校
  - ⑤ 現在、4学級または5学級であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
  - ⑥ 今後、4学級または5学級の状況になると見込まれる学校
- ※ なお、①～⑥を除く8学級以下の学校で、教育上の課題が生じている、あるいは、近い将来に教育上の課題が生じることが見込まれる場合は、学級数及び生徒数の推移を十分に考慮のうえ、適正化を進める。

### 3 学校配置の適正化の手法

#### (1) 学校配置の適正化の手法について

- ・学校配置の適正化の方策としては、これまでの答申等で検討・整理されてきており、中学校についても「統合」又は「通学区域の変更」の手法により進めることが妥当である。
- ・ただし、中学校は小学校と比べ通学区域が広いことから、手法の検討にあたっては、距離や時間など通学の負担について留意することが必要である。また、大阪市全体では、今後更なる年少人口の減少が見込まれているが、地域によっては急激に減少したり、逆に増加したりすることも想定されていることから、適正配置対象校・適正配置関係校を決定するにあたっては、人口推移等を十分に分析し、長期的な視点で検討することが必要である。

##### ① 統合

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、小規模校同士の統合を優先する。
- ・また、通学にかかる負担を軽減する観点から、1対1等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用することとし、小規模校同士の統合では、原則として、生徒数の多い学校の校舎を、小規模校と適正規模校を統合する場合は、適正規模校の校舎を使用する。

##### ② 通学区域の変更

- ・「統合」以外の方策としては、「通学区域の変更」の手法による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係校すべてが原則9学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

##### ①・② 共通事項

- ・「統合」または「通学区域の変更」のいずれの場合においても、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校や他の手法がある場合は、上記の限りではないものと考えらる。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、指定外就学の特例の設置も合わせて検討すべきである。

## (2) 学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について

- ・適正規模（9学級～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離が概ね3 km以内<sup>※1</sup>になること
- ・通学経路<sup>※2</sup>の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと

※1 距離については「大阪市児童生徒に対する公共課交通機関無料乗車証交付要綱」交付資格者の通学距離（小学校においては2 km、中学校においては3 kmを超える場合）に準じている。

※2 中学校については、発達段階をふまえ、通学路の指定は行っていない。

- ・学校配置の適正化にあたっては、上記の条件を満たすことを原則とするが、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由や、やむを得ない事由等がある場合は、原則に縛られるものではないと考える。

## 4 学校配置の適正化の進め方

### (1) 小学校における配置の適正化の進め方について

#### ① 条例制定にいたる経過

- ・大阪市では、小学校における配置の適正化の進め方を条例等で規定している。
- ・この間の答申等に基づき、統合にあたっては、当該校区のPTA役員や地域関係者等から構成される協議会等を設置し、その協議会等において統合を承認することとしていた。そのため、PTA役員や地域関係者の責任や負担の増大、協議の長期化等が課題となっていた。
- ・学校配置の適正化の取組について、行政の責任において公平かつ持続的に運用していくため、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」（以下、「条例」という。）が改正施行され、教育委員会は、区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画（以下、「計画」という。）を策定し、統合後の学校にかかる事項について保護者等から意見を聴くこと等について規定された。

#### ② 条例改正前後の取組の比較

- ・小学校における配置の適正化の取組件数は、条例改正以前の昭和60(1985)年～令和元(2019)年度まで（令和2年4月開校含む）は、20件であり、条例改正前の直近4年間では、5件（1.25件/年）であった。一方、条例改正後の令和2(2020)年度～令和5(2023)年度までの4年間に計画を策定した件数は、10件（2.5件/年）であった。

- ・統合に要した期間については、条例改正前の長期化したケースでは、対外的な説明等の着手から統合決定まで約3年～7年であったところ、条例改正後に着手したケースでは、約2年半（新型コロナウイルス感染症の拡大により、取組を延期した期間を含む）であった。

### ③ 教育委員会事務局（以下、「事務局」という。）による分析

- ・学校配置の適正化については、行政の責任を明確にし、区担当教育次長の指揮のもと取組を進めている。取組数が増加するとともに、統合決定にかかる期間も短縮されている。
- ・学校配置の適正化の基準・進め方はもちろんのこと、計画案策定前の住民説明会の内容、計画内容、計画策定後の「学校適正配置検討会議」の議論内容等を広く公表し、公平性・透明性の担保を図っている。
- ・計画公表後、保護者・地域住民等により構成される「学校適正配置検討会議」において、計画の具体化にむけ意見聴取・議論を行い、新しい学校づくりに保護者や地域住民の参画を図っている。
- ・前述（Ⅰの2）のとおり、統合半年後に実施したアンケートでは、児童の交友関係の広がりや教育活動の充実など、集団規模が確保されたことで、期待された教育効果が得られていることが伺えた。また、教員からは、指導技術の向上や児童との関わり等に時間が確保できるようになった等の声も寄せられており、これまでの取組では総じて肯定的な影響が確認できている。
- ・以上、条例改正後の取組事例が少なく十分な分析はできないが、現行の学校配置の適正化の進め方は概ね有効に機能していると考ええる。
- ・一方で、住民の理解を得ることに時間を要していることや、本市発注工事における週休2日工事の推進により校舎整備に要する期間が長期化していること、事前準備を重ねてもなお、統合当初の学校生活において、新たなルール等について児童や教職員間の認識にずれが生じていることのほか、区によって取組状況が異なること等が課題として挙げられる。今後は、当事者だけでなく、市民に対しても、日頃から学校配置の適正化の意義や必要性について幅広く啓発するとともに、より早い段階から検討を始めること、統合決定後の学校間の連携・交流をより十分に行うこと等が必要である。また、区役所と事務局がより一層密に連携し、取組を推進していくことが肝要である。

### （2）中学校の配置の適正化を進めるにあたって

- ・小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえて進め方を検討し、保護者や地域に混乱を来すことがないようにすることが肝要である。

- ・なお、事務局の分析にもあるとおり、条例改正後の取組事例が限られ、エビデンスに乏しい状況であり、確定的なことが言えないことから、審議会としては、今後、事務局において中学校の配置の適正化の進め方を検討するにあたっての留意点を述べるに留めておく。

## 5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり

### (1) 統合等において配慮すべき事項について

- ・統合を進めるにあたっては、25年意見のとおり、保護者や地域関係者と統合後の学校のあり方などについて共有を図るとともに、統合前に対象校の生徒同士の交流活動や教員間の連携をしっかりと行うことが大切である。また、統合によって生じる新たな物品の購入など保護者の経済的負担に対する軽減策を講じることが必要である。
- ・特に、中学校において配慮すべき事項としては、統合により通学距離が長くなることが想定されるため、通学にかかる負担軽減策を講じることが必要である。
- ・また、高校入試について、十分な配慮が必要である。生徒の心理的な支援に留まらず、統合前の準備段階から丁寧な情報提供に努めるなど、成績評価や進路指導に関する不安を払拭するための取組が求められる。
- ・さらに、IIの2で述べたように、不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒が増加している状況に留意する必要がある。特に、個別の支援を要する生徒は、環境の変化の影響を受けやすい傾向にある。統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や支援策の検討等を行うなど、きめ細やかな取組により、本人や保護者の不安の解消に努めることが必要である。また、在籍状況に地域的な偏りも見られるところであり、学校配置の適正化の取組を進めるにあたっては、規模の確保の観点のみならず、個々の生徒や地域の特性を踏まえた検討も必要である。

### (2) 統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について

- ・教育環境の更なる向上にむけた支援として、25年意見のとおり、統合によって新たに開校した学校において、適正配置対象校の教育方針が継承されるよう考慮すること、新しい学校教育目標のもとで教育活動が展開できるよう必要な支援を行うこと、生徒にきめ細かい対応ができるよう教員等の配置について配慮すること等が必要である。
- ・また、25年意見では、施設について、既存の施設の活用を原則としつつ、新しいコンセプトの下で展開する教育活動に必要な施設・設備は整備すべきとしたところであるが、大阪市では個別の支援を要する生徒が多い状況を踏まえ、そういった生徒の支援につながる環境整備についても可能なか

ぎり検討されたい。

- ・さらに、中学校においては、部活動も重要な要素である。通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、帰宅時間等も考慮した活動のあり方も、検討すべき課題であると考ええる。

### (3) 参考 統合によって廃校となる学校跡地について

- ・令和4（2022）年4月に「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画（案）の作成と並行して計画的に検討を進めていくことが重要である。
- ・また、現在、大阪市では、廃校となった学校を活用し、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開校に向けた準備を進められている。今後も、廃校とするだけでなく、新たな学校として活用することも考えられたい。

## おわりに

- ・ 今般、当審議会では、早急な対応が求められる大阪市立中学校の配置の適正化を進めるにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点を中心に整理を行った。
- ・ 長年の少子化の影響により、更なる学校の小規模化が進行することが見込まれる一方で、政府は、「こども未来戦略方針」を決定し、次元の異なる少子化対策に取り組むとしている。今後の人口推移、社会状況や学校教育を取り巻く環境の変化、先行して取り組んでいる小学校の配置の適正化や校舎の老朽化の状況等をしっかりと捉え、適宜、基準等を再検討されたい。
- ・ 学校配置の適正化は、それぞれの学校・地域の歴史や事情、また、配慮や留意が必要な事項も多くあり、多大なエネルギーを必要とする取組であると思料するが、未来を担う子どもたちのより良い教育環境確保のために、今後とも、区役所・教育委員会が一丸となって取組を進めていただくことを期待する。
- ・ 学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格も有している。学校配置の適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対して、「子どもの教育環境の改善のため」という学校配置の適正化の目的や必要性について丁寧な説明や議論を十分に行い、本取組が、保護者や地域住民がより一層主体的に学校づくりやコミュニティづくりに関わっていく機会となるよう取組まれたたい。

大阪市立中学校

学校配置の適正化の推進に向けての意見書

(資料編)

令和6年3月

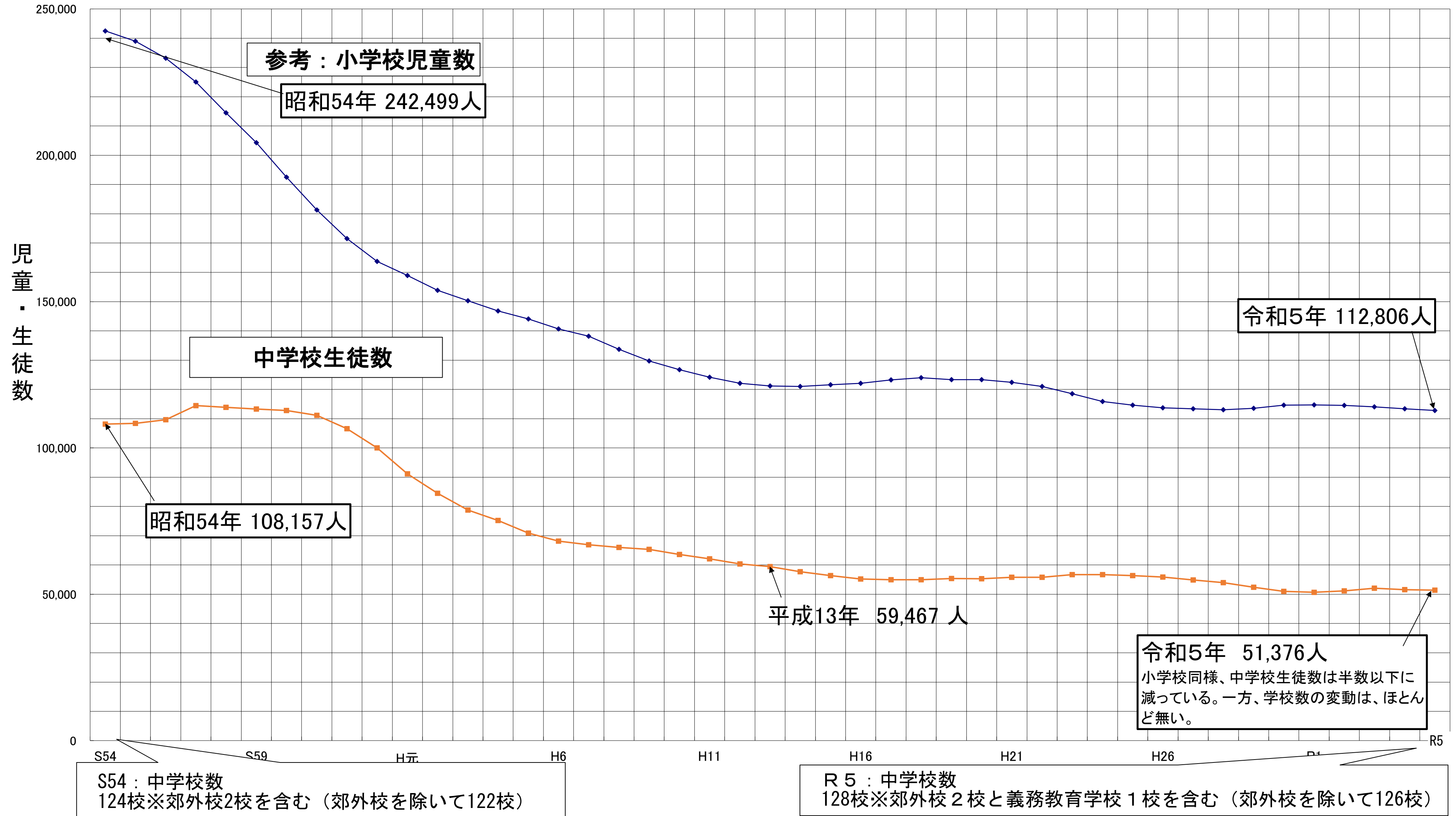
大阪市学校適正配置審議会

## 資料編目次

資料1：生徒数・学級数の年度推移	……………	P 1～2
資料2：令和5年度 中学校行政区別生徒数・学級数一覧	……………	P 3
資料3：人口構造の推移	……………	P 4～5
資料4：外国人住民の増加率（行政区別）	……………	P 6
資料5：不登校生徒の在籍比率の推移	……………	P 7
資料6：特別支援学級生徒の在籍比率の推移	……………	P 8
資料7：日本語指導が必要な生徒の在籍比率の推移	……………	P 9
資料8：主な政令市における適正な学校規模および 学校配置の適正化にかかる考え方について（中学校）	……………	P 10
資料9：小学校における配置の適正化の効果 （令和3年度・4年度 統合後アンケート結果）	……………	P 11～14
資料10：学校配置の適正化の実施状況（小学校）	……………	P 15
資料11：大阪市学校適正配置審議会委員名簿	……………	P 16
資料12：審議経過について	……………	P 17

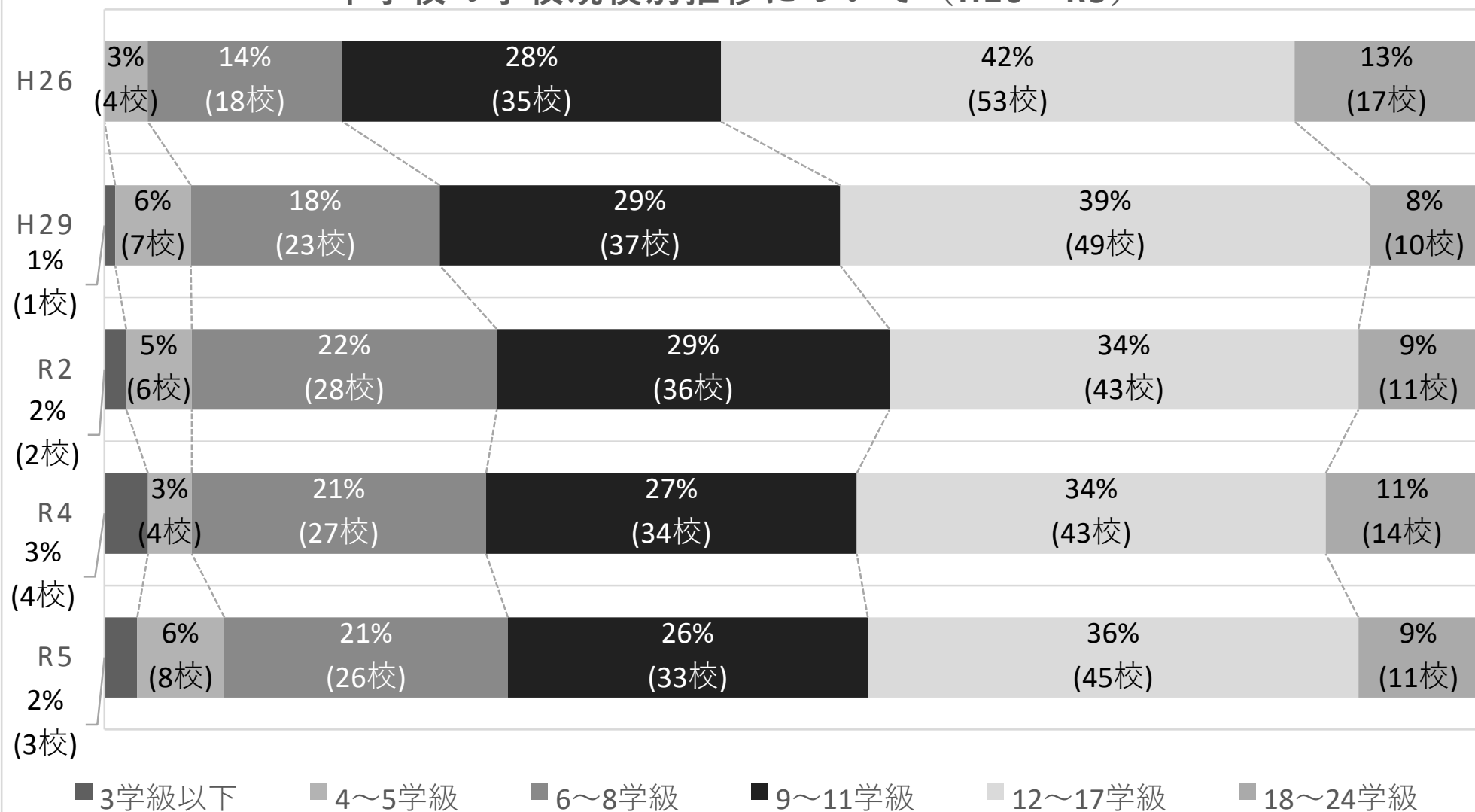
資料1：生徒数・学級数の年度推移  
 ・生徒数の推移(中学校)

(各年度5月1日時点)



※院内分校、郊外校在籍児童数・生徒数、夜間学級生徒数を含む  
 ※特別支援学級在籍児童数・生徒数を含む  
 ※義務教育学校(前期課程・後期課程)を含む(R4~)

## 中学校の学校規模別推移について（H26～R5）



資料2：令和5年度 中学校行政区別生徒数・学級数一覧

※ 令和5年5月1日現在  
 ※ 夜間学級、郊外校は除く  
 ※ 生徒数は特別支援学級在籍生徒を含む  
 学級数の( )は特別支援学級で外数

学級数欄【凡例】

  (太枠・太字) 全学年が単学級  
  (濃い網掛け) 4～5学級  
  (薄い網掛け) 6～8学級

区名	学校名	生徒数	学級数	
北	天満中	414	11 (5)	
	北稜中	417	12 (4)	
	大淀中	335	10 (5)	
	豊崎中	194	6 (4)	
	新豊崎中	287	9 (5)	
都島	高倉中	494	13 (6)	
	桜宮中	313	9 (5)	
	都島中	332	9 (6)	
	淀川中	228	6 (4)	
	友渚中	753	20 (5)	
福島	八阪中	466	12 (4)	
	下福島中	638	17 (7)	
	野田中	311	9 (4)	
此花	春日出中	420	11 (4)	
	梅香中	614	16 (6)	
	此花中	330	9 (4)	
中央	東中	703	18 (5)	
	南中	166	5 (6)	
	上町中	364	9 (5)	
西	西中	271	7 (6)	
	花乃井中	647	16 (7)	
	堀江中	799	20 (9)	
港	市岡中	540	14 (7)	
	港中	242	7 (6)	
	港南中	433	12 (6)	
	市岡東中	337	9 (4)	
	築港中	58	3 (1)	
大正	大正東中	512	14 (7)	
	大正中央中	213	7 (3)	
	大正西中	213	6 (4)	
	大正北中	340	9 (4)	
天王寺	天王寺中	512	14 (6)	
	夕陽丘中	529	14 (5)	
	高津中	427	12 (1)	
浪速	難波中	261	7 (5)	
	日本橋中	202	6 (3)	
	木津中	150	5 (2)	
西淀川	淀中	469	12 (5)	
	西淀中	472	12 (5)	
	歌島中	726	19 (9)	
	佃中	422	12 (6)	
淀川	十三中	495	12 (8)	
	新北野中	613	15 (7)	
	三国中	846	22 (11)	
	美津島中	436	12 (7)	
	東三国中	268	9 (2)	
	宮原中	472	12 (5)	
	淡路中	205	6 (4)	
	柴島中	137	5 (2)	
	瑞光中	542	14 (8)	
中島中	149	6 (3)		
東淀川	東淀中	644	17 (7)	
	井高野中	335	9 (7)	
	新東淀中	660	16 (7)	
	大桐中	605	16 (8)	
	東成	東陽中	359	10 (4)
		本庄中	372	10 (5)
		玉津中	331	10 (6)
		相生中	444	12 (4)
	生野	大池中	201	6 (3)
東生野中		271	8 (3)	
田島中		197	6 (5)	
翼中		280	8 (2)	
新生野中		302	9 (4)	
新翼中		220	7 (4)	
桃谷中	333	9 (5)		

区名	学校名	生徒数	学級数	
旭	旭陽中	603	15 (8)	
	大宮中	202	6 (4)	
	旭東中	468	12 (6)	
	今市中	437	12 (6)	
城東	放出中	334	9 (5)	
	蒲生中	699	18 (7)	
	城陽中	579	15 (5)	
	董中	774	20 (7)	
	城東中	634	16 (6)	
	鯉江中	662	17 (5)	
鶴見	茨田中	720	18 (7)	
	緑中	825	22 (8)	
	茨田北中	534	14 (7)	
	今津中	722	18 (7)	
	横堤中	295	8 (3)	
阿倍野	昭和中	234	7 (4)	
	文の里中	676	17 (6)	
	阪南中	800	21 (8)	
	松虫中	260	7 (4)	
阿倍野中	阿倍野中	323	9 (6)	
	住之江	住吉第一中	311	9 (4)
		加賀屋中	439	12 (7)
		住之江中	560	15 (7)
		新北島中	335	9 (4)
		南港北中	340	9 (4)
		南港南中	188	5 (4)
真住中		340	10 (4)	
住吉	三稜中	529	14 (8)	
	我孫子中	437	11 (6)	
	住吉中	350	9 (4)	
	大和川中	275	9 (3)	
	東我孫子中	449	12 (5)	
	墨江丘中	526	14 (6)	
	大領中	257	8 (5)	
	我孫子南中	293	8 (6)	
東住吉	田辺中	572	15 (6)	
	東住吉中	570	15 (7)	
	中野中	544	14 (7)	
	矢田中	183	6 (5)	
	白鷺中	564	14 (9)	
	矢田南中	78	3 (5)	
平野	矢田西中	106	3 (3)	
	撰陽中	413	12 (5)	
	平野中	446	12 (5)	
	長吉中	240	7 (4)	
	瓜破中	287	8 (4)	
	加美中	384	10 (6)	
	長吉西中	635	17 (5)	
	喜連中	522	14 (8)	
	長吉六反中	123	4 (4)	
	瓜破西中	325	9 (6)	
西成	加美南中	371	9 (6)	
	平野北中	376	11 (5)	
	天下茶屋中	266	8 (4)	
	今宮中	165	5 (5)	
	成南中	404	11 (6)	
	鶴見橋中	127	4 (3)	
梅南中	玉出中	329	9 (5)	
	梅南中	136	4 (4)	

学校数	生徒数	学級数
125校	50,847	1,373 (659)

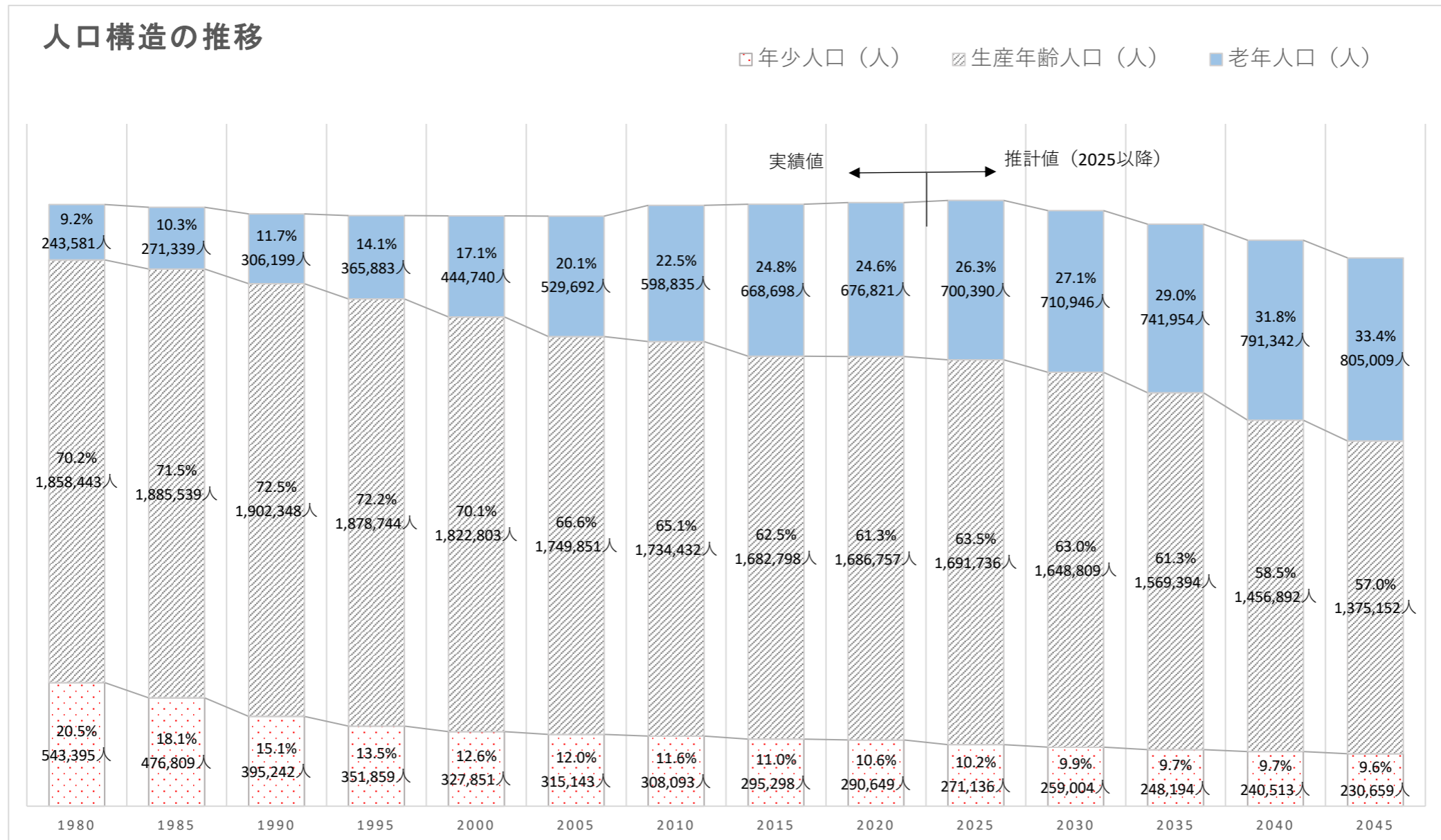
義務教育学校

学校名	生徒数	学級数
生野未来学園(後期)	238	7 (5)

1校

計 126校

### 資料3:人口構造の推移



(注) 年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、高齢者人口：65歳以上

●参考:RESAS 地域経済分析システム 人口構成(出典:総務省 国勢調査、人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口)より  
<https://resas.go.jp/#/27/27100>

※令和5(2023)年10月1日現在 大阪市の人口 2,770,520人 大阪市の年少人口 281,936人、(年少人口が総人口に占める割合10.2%)

●参考:大阪市計画調整局 大阪市の推計人口年報(令和5年)より  
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000203035.html>

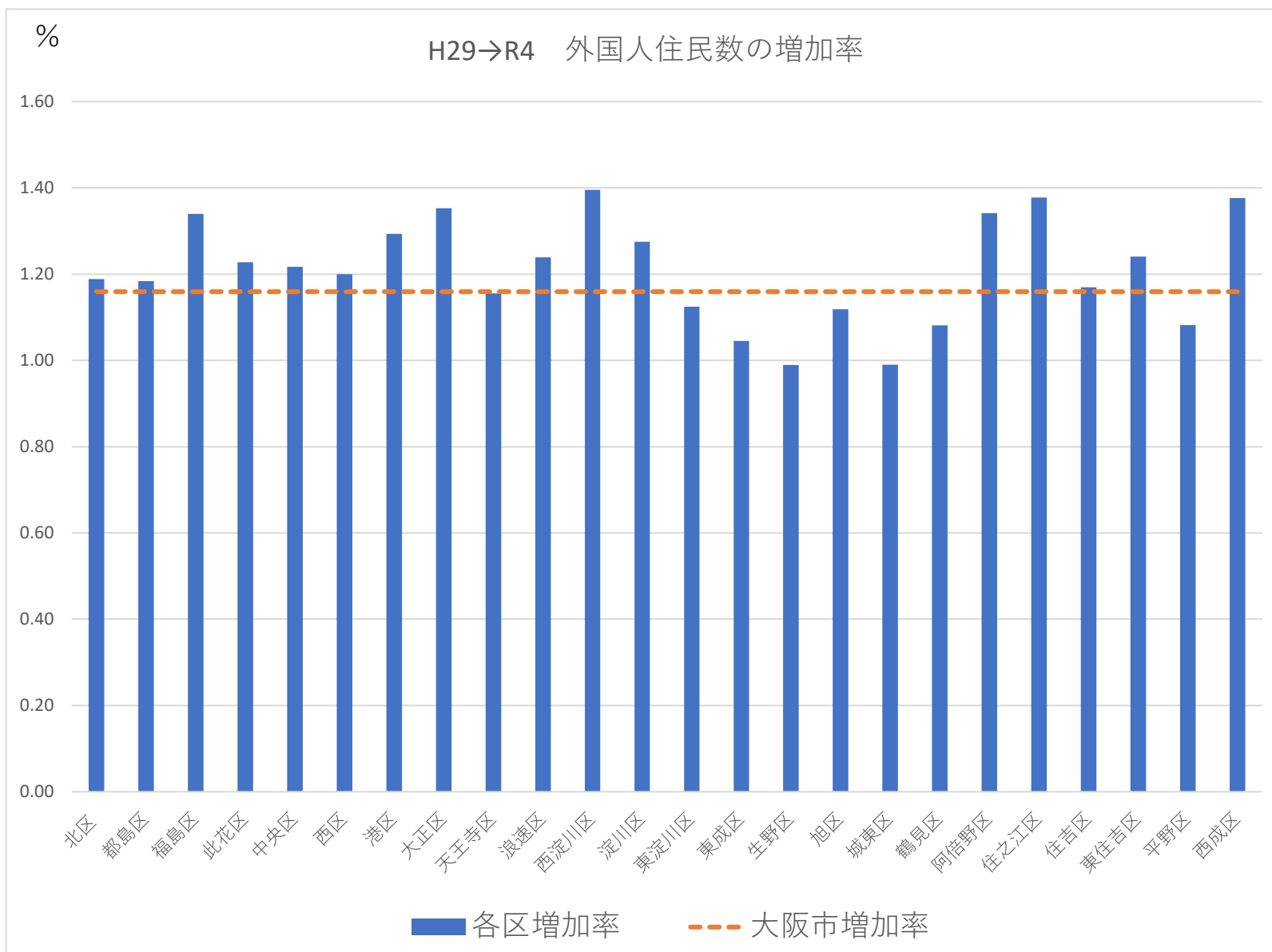
資料3:人口構造の推移

人口構造 令和27（2045）年（推計値）の年少人口比率（行政区別）

NO	行政区名	総人口（人）	年少人口（人）	各区総人口に占める年少人口の割合（%）
1	鶴見区	101,172	12,550	12.4%
2	阿倍野区	102,095	12,141	11.9%
3	天王寺区	86,595	9,969	11.5%
4	福島区	85,112	9,350	11.0%
5	住吉区	130,828	14,264	10.9%
6	此花区	63,096	6,867	10.9%
7	西区	116,799	12,353	10.6%
8	都島区	102,839	10,652	10.4%
9	西淀川区	79,912	8,184	10.2%
10	城東区	144,918	14,615	10.1%
11	東住吉区	92,283	9,103	9.9%
12	東成区	75,710	7,265	9.6%
13	淀川区	173,757	16,198	9.3%
14	旭区	78,968	7,130	9.0%
15	東淀川区	153,626	13,729	8.9%
16	中央区	113,840	10,067	8.8%
17	平野区	148,336	12,966	8.7%
18	港区	56,327	4,771	8.5%
19	北区	148,012	12,387	8.4%
20	大正区	41,609	3,445	8.3%
21	住之江区	86,628	7,016	8.1%
22	浪速区	76,673	5,446	7.1%
23	西成区	58,538	3,989	6.8%
24	生野区	93,147	6,202	6.7%
計	大阪市	2,410,820	230,659	

●参考:RESAS 地域経済分析システム 人口構成(出典:総務省 国勢調査、人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口)より  
<https://resas.go.jp/#/27/27100>

## 資料4:外国人住民の増加率(行政区別)

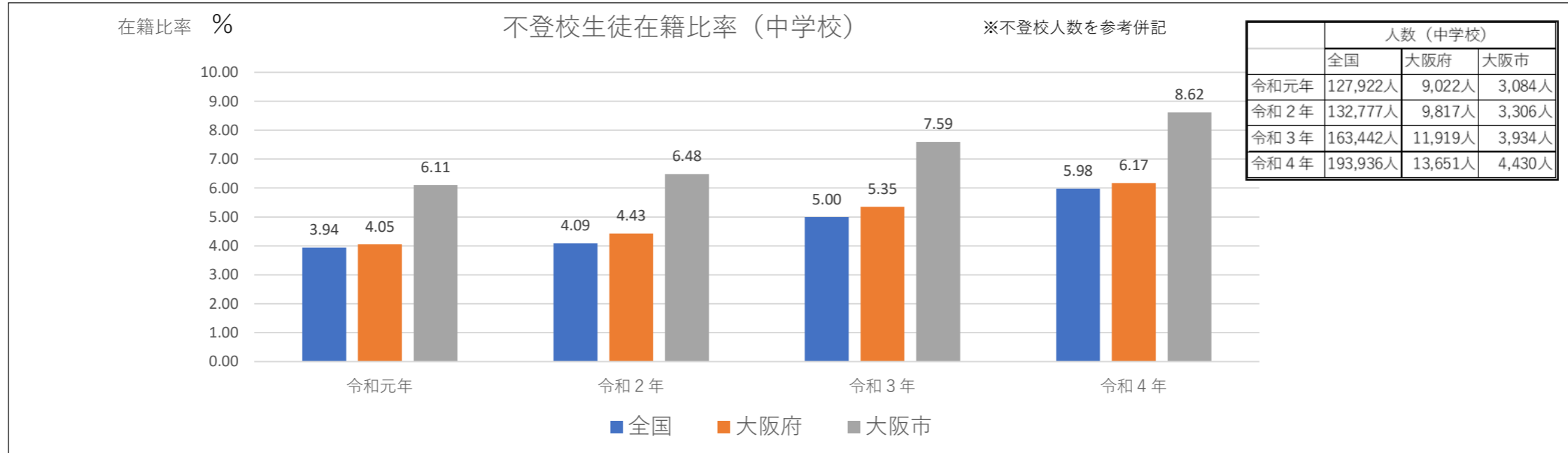


※大阪市の各区外国人住民数（平成29年、令和4年の各年12月末現在）を基に、増加率を計算

●参考:大阪市市民局 大阪市の外国人住民数等統計のページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431477.html>

## 資料5：不登校生徒の在籍比率の推移

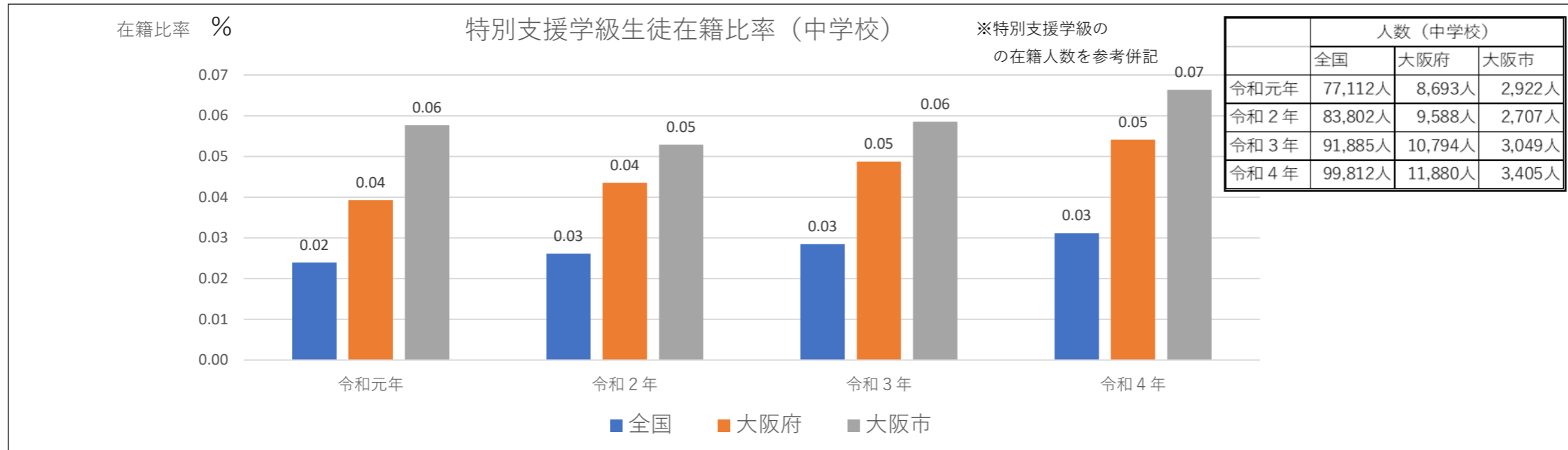


※大阪市として独自調査を実施しており、実数（大阪市）を公表している。なお、大阪府の比率については公表されている数値をもとに大阪市独自に計算したものを含む。なお、令和4年度より義務教育学校後期課程を含む。

●参考：大阪市教育委員会事務局 大阪市立小中学校における暴力行為・いじめ認知・不登校数(令和4年度、令和5年度)より

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000517247.html>

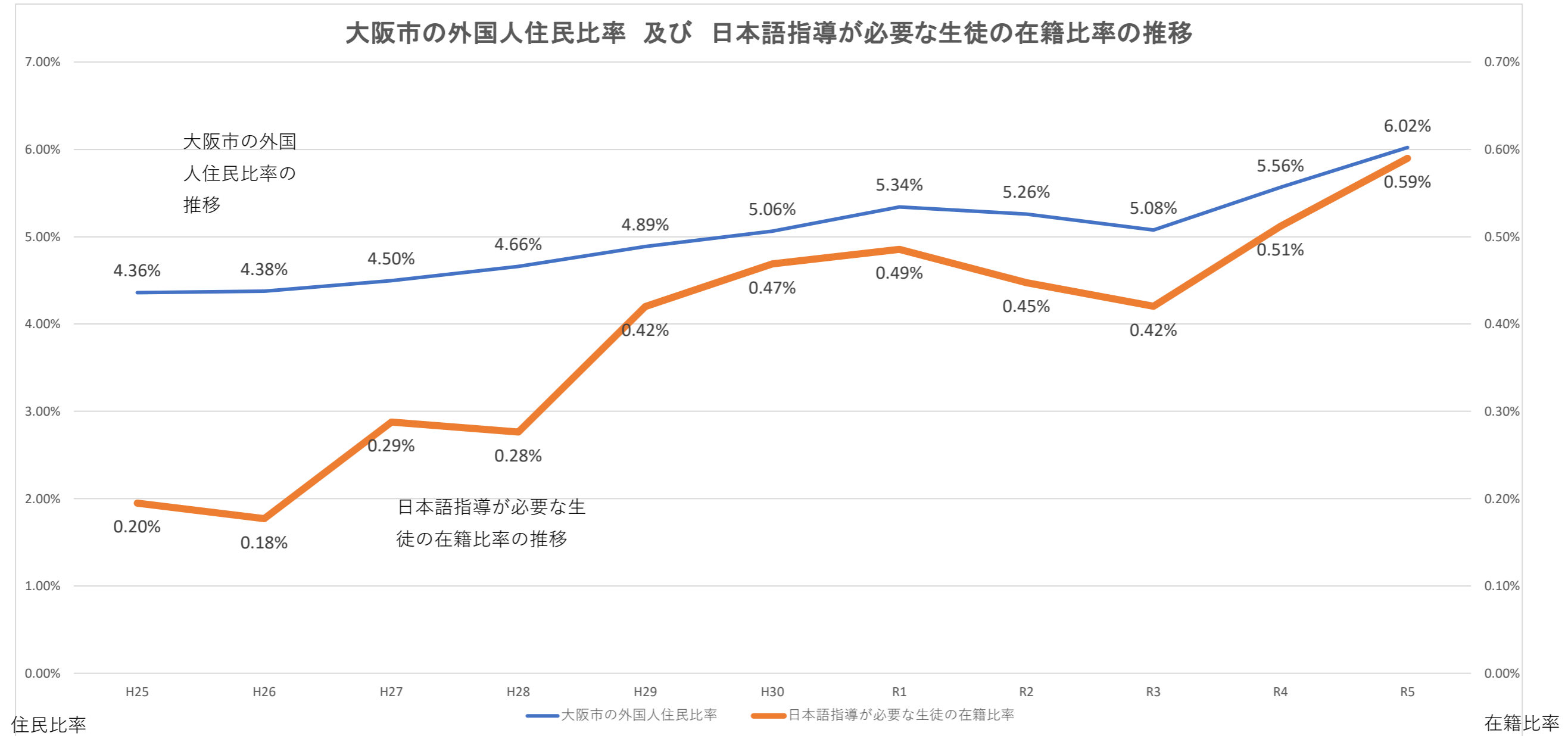
## 資料6：特別支援学級生徒の在籍比率の推移



※比率については公表されている数値をもとに大阪市独自に計算したものである。

- 参考:e-Stat(政府統計ポータルサイト) 文部科学省 学校基本調査より <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>
- 参考:大阪府 大阪の学校統計(学校基本調査 調査結果報告書)より [https://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/gakkou\\_k/gakkou\\_k-ne.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/gakkou_k/gakkou_k-ne.html)
- 参考:大阪市教育委員会事務局 学校現況調査(調査結果)より <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000181415.html>

資料 7 : 日本語指導が必要な生徒の在籍比率の推移



※大阪市の外国人住民数（各年12月末現在）を基に、外国人住民比率を計算。（ただし、令和5年については、統計結果が出ていないため、「大阪市の推計人口年表（令和5年）」令和5年11月 大阪市計画調整局 資料から計算。

●参考: 大阪市民局 大阪市の外国人住民数等統計のページ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431477.html>

●参考: 大阪市計画調整局大阪市の推計人口年報(令和5年)より  
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000203035.html>

※日本語指導が必要な生徒の在籍比率については、大阪市として独自調査を実施しており、調査した数値をもとに計算。  
 なお、令和4年度より中学校には義務教育学校後期課程を含む。

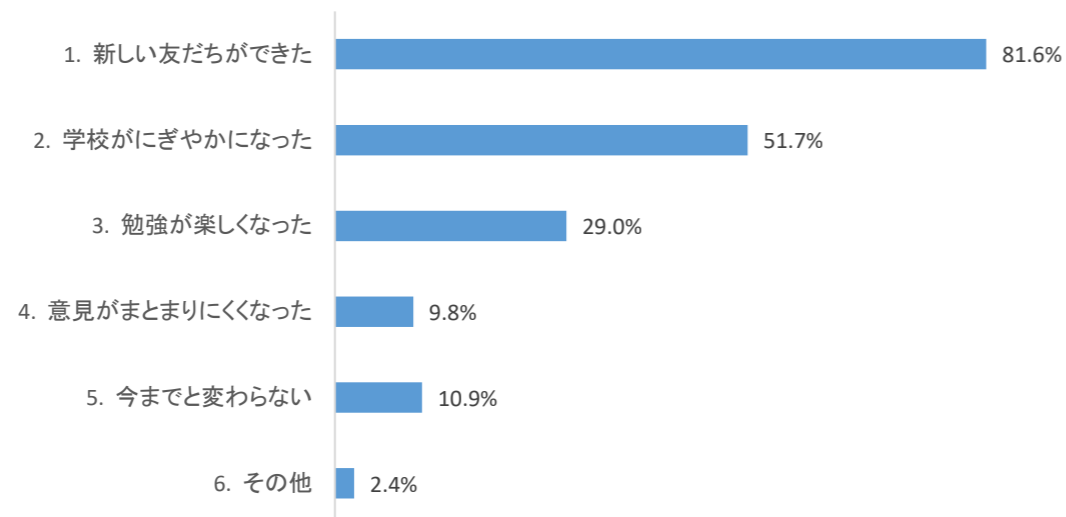


# 資料9：小学校における配置の適正化の効果

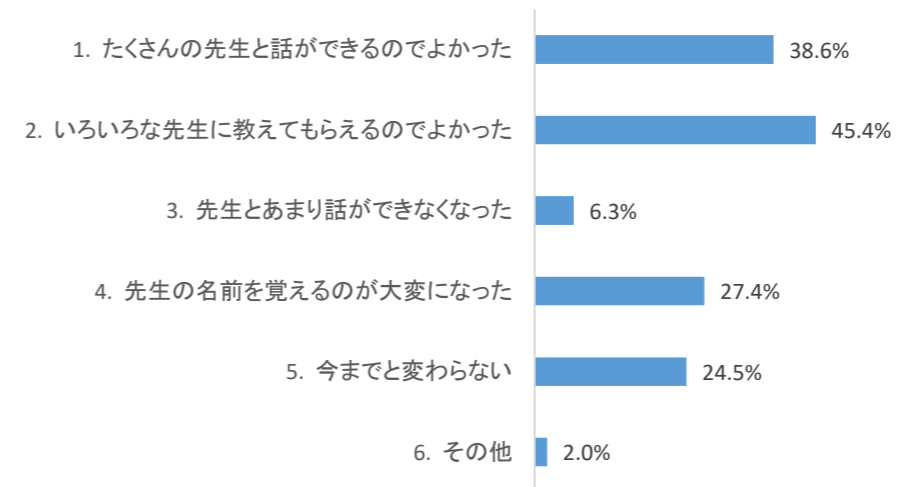
## ◆R3・4統合後アンケート結果(児童)

質問：今の小学校についてどう思いますか。（複数回答可）

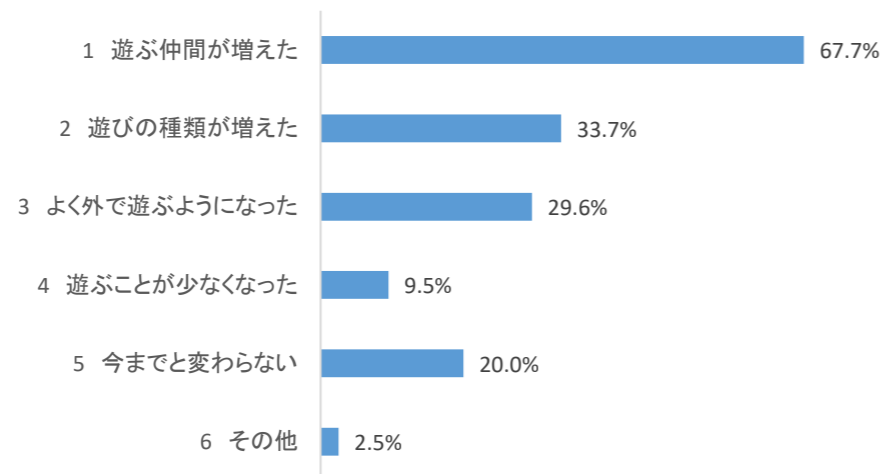
### 教室での様子について



### 先生の人数が増えたことについて



### 休み時間の様子について

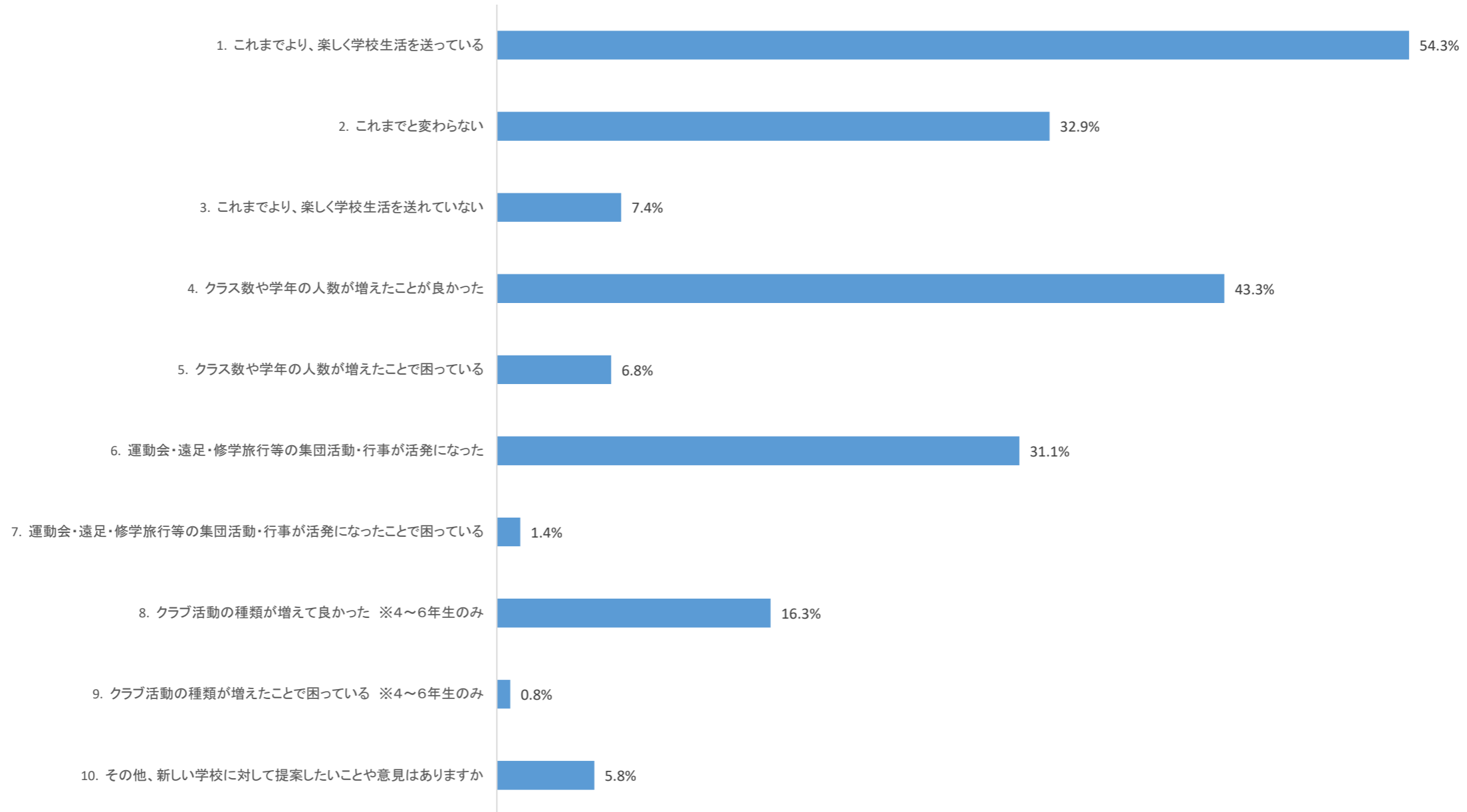


#### 【分析】

・多くの児童が「新しい友だちができた」、「遊ぶ仲間が増えた」、「いろいろな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答している。

## ◆R3・4統合後アンケート結果(児童)

質問：統合してよかったことは何ですか。(複数回答可)

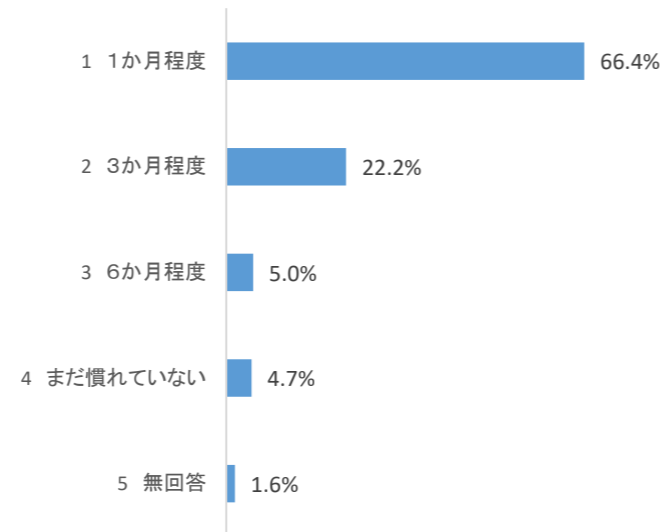


### 【分析】

・ 5割の児童が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

## ◆R3・4統合後アンケート結果(保護者)

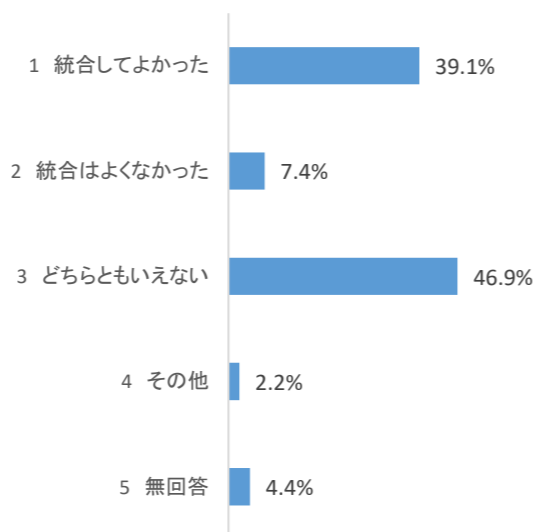
質問：お子様が、統合後の学校生活に慣れるまでにどのくらいかかりましたか



### 【分析】

- ・ 6割の保護者が、統合後の学校生活に1か月以内で慣れたと回答している。

質問：お子様の様子を見て、学校を統合したことについて、どのように感じておられますか

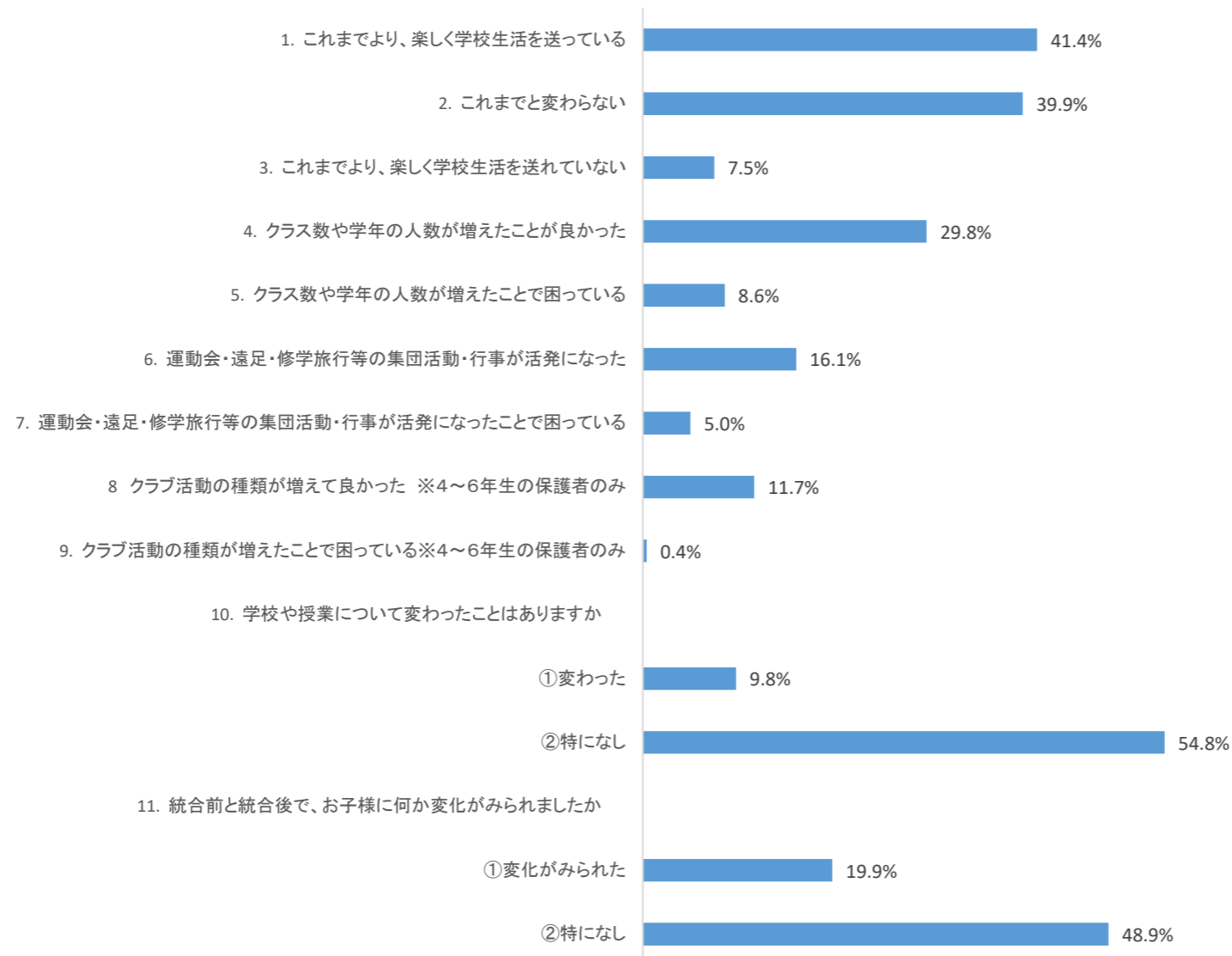


### 【分析】

- ・ 3割の保護者が統合してよかったと回答している。

## ◆R3・4統合後アンケート結果(保護者)

質問：統合してよかったことは何ですか。(複数回答可)



### 【分析】

・ 4割の保護者が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

資料10 : 学校配置の適正化の実施状況(小学校)

条例改正前の統合状況(直近4年間)

条例改正前のスキーム	N0	統合年	区	新校名	適正化(統合)の状況	備考
	1	平成28年	東淀川区	西淡路小学校	西淡路小を淡路小校地へ統合	
	2	平成28年	平野区	長吉東小学校	長吉六反小を長吉東小校地へ統合	
	3	平成29年	浪速区	浪速小学校	恵美小・日本橋小・日東小を日本橋中校地へ統合し小中一貫校に	
	4	平成30年	住之江区	南港みなみ小学校	南港渚小・南港緑小を南港南中校地へ統合し小中一貫校に	
	5	令和2年	西淀川区	佃西小学校	佃南小を佃西小校地へ統合	※令和2年4月条例改正施行 ※佃南小は令和2年4月開校のため改正前に含む

条例改正後の統合状況

条例改正後のスキーム	N0	統合年または統合予定時期	区	新校名	適正化(統合)の状況、計画等	備考
	1	令和3年	生野区	大池小学校	御幸森小を中川小校地へ統合	
	2	令和3年	西成区	まつば小学校	松之宮小を梅南津守小校地へ統合	
	3	令和4年	生野区	生野未来学園	林寺小・生野小・舎利寺小の一部・西生野小及び生野中を統合し、義務教育学校(西生野小・生野中校地へ)に	
	4	令和4年	生野区	田島南小学校	田島小・生野南小を田島中校地へ統合し小中一貫校に	
	—	令和4年	生野区	大池小学校	舎利寺小の一部を大池小校地に統合	
	5	令和8年	生野区	未定	北鶴橋小を鶴橋小校地へ統合予定	令和4年2月 学校再編整備計画策定
	6	令和8年	生野区	未定	勝山小を東桃谷小校地へ統合予定 ※勝山小の通学区域の一部について生野未来学園の通学区域に変更	令和5年8月 学校再編整備計画策定
	7	令和10年	淀川区	未定	木川南小・西中島小を木川小(適正規模校)校地へ統合予定	令和4年12月 学校再編整備計画策定
	8	令和10年	城東区	未定	今福小を放出小(適正規模校)校地へ統合予定	令和6年2月 学校再編整備計画策定
	9	令和11年	西区	未定	九条東小の一部を九条南小校地へ統合予定、かつ、九条東小の一部を九条北小校地へ統合予定	令和5年12月 学校再編整備計画策定
10	令和11年	港区	未定	港晴小・池島小を八幡屋小校地へ統合予定	令和6年1月 学校再編整備計画策定	

※統合予定時期は今後の状況によって変更の可能性があります

(令和6年2月現在)

## 資料11：大阪市学校適正配置審議会委員名簿

役 職	氏 名	役 職 名	備考
会長	植松 利晴	帝塚山大学教育学部こども教育学科講師	※
会長代理	山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	※
委員	一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会評議員	
委員	柏村 貴一郎	大阪市PTA協議会副会長	
委員	片山 紀子	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授	※
委員	喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会副会長	
委員	木村 さやか	産経新聞大阪本社論説委員	
委員	久保 朋子	大阪市PTA協議会副会長	※
委員	越村 市二	大阪市地域振興会副会長	※
委員	田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科准教授	※
委員	中西 啓喜	桃山学院大学社会学部社会学科准教授	
委員	西野 雄一郎	大阪公立大学大学院工学研究科講師	
委員	長谷川 葵	弁護士	

※…ワーキンググループ会議委員

## 資料 12 : 審議経過について

令和 5 年 3 月 30 日

第 41 回大阪市学校適正配置審議会開催

小規模化が進んでいる中学校の学校配置の適正化の課題について、これまで審議会で進めてきた小学校の議論をふまえつつ、中学校の特性をふまえて、ワーキンググループ（専門部会）を設置して検討を行い、その結果を「意見書」として教育委員会に提出することを確認。

※ワーキンググループ会議の審議について

	開催日	審議内容
第 1 回	令和 5 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討課題について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校における学校配置の適正化の検討について</li> <li>・検討課題 中学校の小規模化に伴う影響について</li> <li>・検討課題 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象について</li> </ul> </li> <li>○「意見書」構成案について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成案についての教育委員会からの説明</li> </ul> </li> </ul>
第 2 回	令和 5 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 回ワーキング検討内容の確認</li> <li>○検討課題について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討課題 中学校の配置の適正化の手法等について</li> <li>・検討課題 統合等への不安解消、魅力ある学校づくりについて</li> </ul> </li> <li>○学校配置の適正化の進め方について（報告）</li> <li>○「意見書」たたき台について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回ワーキンググループ会議での議論を踏まえた修正案についての教育委員会からの説明</li> </ul> </li> </ul>
第 3 回	令和 5 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「意見書」素案（案）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回ワーキンググループ会議での議論を踏まえた素案（案）についての教育委員会からの説明と意見交換</li> </ul> </li> </ul>

令和 6 年 1 月 31 日

第 42 回大阪市学校適正配置審議会開催

中学校の学校配置の適正化の課題に関するワーキンググループ会議での検討結果に関する報告をし、「意見書」（案）について審議。

## 大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保）

**第 16 条** 教育委員会は、小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条（規則第 79 条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）の学級数（特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。）の規模を適正規模（児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあつては学級数が 9 から 24 までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
  - (1) 学級数が 6 を下回る中学校であつて今後も 6 以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
  - (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。
- 8 前 2 項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**（令和 6 年 12 月 20 日条例第 94 号）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 4 項及び第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則

令和2年3月31日

(教)規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。)第56条(法施行規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)をいう。
  - (2) 複式学級 2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
  - (3) 単学級 1の学年における学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)が1であることをいう。
  - (4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下「就学規則」という。)第2条第3号に規定する通学区域をいう。
  - (5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。
  - (6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)をいう。
- 2 条例第16条第4項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が9を下回る中学校であって今後も9以上となる見込みがないと認めるもの(条例第16条第4項第1号に規定する中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する小学校
- (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になること

が見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

(1) 複式学級を有する中学校

(2) 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（前号に掲げるものを除く。）

(3) 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（第1号に掲げるものを除く。）

(4) 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（前3号に掲げるものを除く。）

(5) 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(6) 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

（学校再編整備計画）

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み

(2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法

(3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画

(4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策

(5) その他必要な事項

（学校再編整備計画の策定）

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。

3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。

4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
  - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
  - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
  - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
  - (4) 第2条第2項に規定する中学校(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項(同条第8項で準用する場合を含む。)に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議(以下「会議」という。)を開催する。

- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者
  - (2) 当該校の所在する地域の住民(当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。)等
  - (3) 当該校の学校協議会の構成員
  - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の定数は、学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、会議ごとに定める。
- 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
- 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
  - (1) 学校再編整備計画に関すること
  - (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、学校再編整備計画の対象となる学校に在籍する児童生徒について、当該児童生徒の保護者又は当該児童生徒が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日(教)規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日(教)規則第8号)抄

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月3日(教)規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大阪市立小学校・中学校  
学校配置の適正化の  
推進のための指針

令和7年4月改正  
大阪市教育委員会

# 目次

はじめに.....	1
第1部 これまでの経過.....	3
第2部 大阪市の現状.....	6
I 児童・生徒数、学校数の推移.....	6
II 学校の状況.....	6
第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方.....	8
I 適正配置対象校の区分.....	8
II 配置の適正化の手法と考え方.....	8
1 配置の適正化の手法.....	8
2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準.....	9
3 配置の適正化において満たすべき条件.....	9
4 配置の適正化の進め方.....	10
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項.....	12
6 その他.....	13
第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方.....	14
I 適正配置の対象校.....	14
1 適正配置対象校の区分.....	14
2 その他対象.....	14
II 配置の適正化の手法と考え方.....	15
1 配置の適正化の手法.....	15
2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準.....	16
3 配置の適正化において満たすべき条件.....	16
4 配置の適正化の進め方.....	16
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項.....	19
6 その他.....	20
第5部 その他.....	21
I 学校の跡地.....	21
II 学校配置の適正化の進め方フロー.....	22

## はじめに

義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。

それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、学習指導要領（平成 29 年告示）でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。

こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。

大阪市の小学校及び中学校の現状を見てみると、大阪市学校適正配置審議会（以下、「審議会」という。）から第 1 次答申が出された昭和 50 年代と比較して、児童・生徒数が半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。

これまで大阪市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、平成 15 年に審議会に対し、学校規模・配置の適正化に関する基本方針や適正化のための具体的方策について諮問し、複数回に亘る答申を受けた。

平成 24 年度からは、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めてきた。

しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。

少子化が進行するなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があることから、小学校の配置の適正化の基準と進め方について、教育委員会会議、総合教育会議での議論により条例等で規定する方針を決定し、市会の議決を経て令和 2 年 4 月に大阪市立学校活性化条例（以下、「条例」という。）を改正施行し、あわせて本指針を改正した。

その後、令和6年3月に審議会から中学校の配置の適正化の推進について意見を受けたことから、中学校の配置の適正化にかかる基準と進め方についても議論を重ね、令和7年4月に再び条例等を改正施行した。

この度、これらの規定を反映するとともに時点修正等を行うため、本指針を改正するものである。

## 第1部 これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、審議会において検討を重ねてきた。第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化に起因する年少人口の減少の結果、第1次答申（昭和55年1月）において大阪市の過小規模基準とする児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、平成15年7月、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について、教育委員会から審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下、「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず、学校規模に関して、第1次答申における300名を大阪市の過小規模基準としていることについては、16年答申時点においても妥当といえると整理された。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題を考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方の提言を受けた。

さらに、16年答申において、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた児童数が120名を下回る小学校について、審議会にワーキンググループ会議を設置し、引き続き審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下、「20年答申」という。）を受けた。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く。以下同じ。）」を適正規模と再整理し、適正化の対象については「全学年単学級の小学校」とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理された。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題に対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取組を進めるべきとの提言を受けた。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校

より順次、地域・保護者への説明を開始する一方で、審議会においては、平成20年11月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討が重ねられた。

その後、平成22年2月の答申「今後の学校配置の適正化の進め方について」（以下、「22年答申」という。）において、11学級以下の小学校を適正化の対象とすると再整理された。また、11学級以下の小学校を①から⑦に分類し、①から⑥に該当する学校を適正化の対象校とし、①②に該当する小学校は保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進め、③から⑥に該当する小学校は児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取組に着手されたいとの提言を受けた。（※分類区分は8頁参照）

また、平成24年度から、市長の「子どもたちの教育環境を整えるため、11学級以下の小学校については、喫緊の課題として学校再編に取り組む必要がある」「保護者や地域の理解を得る必要があり、区長と教育委員会が連携して積極的に進める」との方針のもと、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めることとした。

これらの状況を踏まえ、平成25年12月に学校適正配置の取組をより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受け、平成26年3月に「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」を策定した。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、行政が主体的に取組を進める必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して進める必要があることから、令和2年4月に条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定した。

一方、中学校については、22年答申において「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」とされるに留まっていたが、著しく小規模化している中学校が存在し、単学級の学年がある5学級以下の学校が増加する傾向が見られるに至り、令和6年3月、審議会から「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」（以下、「6年意見」という。）を受けた。

6年意見では、中学校についても配置の適正化を進める必要があることが確認され、配置の適正化を進めるにあたっては、「小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえ、保護者や地域に混乱を来すことがな

いようにすることが肝要」との留意点が述べられた。これらを踏まえ、中学校の配置の適正化についても、行政が主体的に責任をもって集団規模の確保を図っていくため、その基準と進め方について、条例・規則に規定することとし、令和7年4月に条例等を改正施行し、あわせて大阪市立小学校・中学校の適正規模の確保に関する規則（以下、「規則」という。）を改正施行した。

◆これまでの学校適正配置(統合)の取組 (昭和54年度(第一次答申)以降)

- ・難波小学校と元町小学校の統合 ⇒ 難波元町小学校 (昭和60年4月)
- ・堂島小学校と曾根崎小学校の統合 ⇒ 曾根崎小学校 (昭和61年4月)
- ・大宝小学校と芦池小学校と道仁小学校の統合 ⇒ 南小学校 (昭和62年4月)
- ・東中学校と船場中学校の統合 ⇒ 東中学校 (昭和63年4月)
- ・曾根崎小学校と梅田東小学校の統合 ⇒ 大阪北小学校 (平成元年4月)
- ・長原小学校と大和川小学校の統合 ⇒ 長原小学校 (平成元年4月)
- ・愛日小学校と集英小学校の統合 ⇒ 開平小学校 (平成2年4月)
- ・桃谷小学校と桃園小学校と東平小学校と金甌小学校の統合 ⇒ 中央小学校 (平成3年4月)
- ・精華小学校と南小学校の統合 ⇒ 南小学校 (平成7年4月)
- ・菅南中学校と扇町中学校の統合 ⇒ 天満中学校 (平成7年4月)
- ・済美小学校と北天満小学校の統合 ⇒ 扇町小学校 (平成16年4月)
- ・扇町小学校と大阪北小学校の統合 ⇒ 扇町小学校 (平成19年4月)
- ・中津南小学校と中津小学校(一部大淀小学校)の統合 ⇒ 中津小学校 (平成22年4月)
- ・塩草小学校と立葉小学校の統合 ⇒ 塩草立葉小学校 (平成26年4月)
- ・鶴町小学校と鶴浜小学校の統合 ⇒ 鶴町小学校 (平成27年4月)
- ・梅南小学校と津守小学校の統合 ⇒ 梅南津守小学校 (平成27年4月)
- ・萩之茶屋小学校と今宮小学校と弘治小学校の統合 ⇒ 新今宮小学校 (平成27年4月)
- ・淡路小学校と西淡路小学校の統合 ⇒ 西淡路小学校 (平成28年4月)
- ・長吉東小学校と長吉六反小学校の統合 ⇒ 長吉東小学校 (平成28年4月)
- ・日本橋小学校と恵美小学校と日東小学校の統合 ⇒ 浪速小学校 (平成29年4月)
- ・南港緑小学校と南港渚小学校の統合 ⇒ 南港みなみ小学校 (平成30年4月)
- ・勝山中学校と鶴橋中学校の統合 ⇒ 桃谷中学校 (平成31年4月)
- ・佃西小学校と佃南小学校の統合 ⇒ 佃西小学校 (令和2年4月)
- ・中川小学校と御幸森小学校の統合 ⇒ 大池小学校 (令和3年4月)
- ・松之宮小学校と梅南津守小学校の統合 ⇒ まつば小学校 (令和3年4月)
- ・大池小学校と舍利寺小学校(一部)の統合 ⇒ 大池小学校 (令和4年4月)
- ・田島小学校と生野南小学校の統合 ⇒ 田島南小学校 (令和4年4月)
- ・林寺小学校と生野小学校と舍利寺小学校(一部)と西生野小学校、生野中学校の統合 ⇒ 義務教育学校生野未来学園 (令和4年4月)

## 第2部 大阪市の現状

### I 児童・生徒数、学校数の推移

- ・小学校の児童数は、昭和33年度に約35万人でピークを迎えた後は減少し続け、第1次答申当時（昭和54年度）の約24万2千人が、令和6年度には約11万1千人と半数以下まで減少しており、平成23年度以降、11万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和54年度には290校であったが、令和6年度には280校（義務教育学校、院内分校・郊外校を除く。）となっており、児童数の減少に比して、学校数は微減に留まっている。
- ・中学校の生徒数は、昭和37年度に約18万5千人でピークを迎えた後は減少し続け、昭和54年度の約10万8千人が、令和6年度には約5万1千人と、小学校と同様に半数以下まで減少しており、平成13年度以降、5万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和54年度には122校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和6年度には126校（義務教育学校、郊外校を除く。）と微増している。

### II 学校の状況（令和6年度時点）

- ・小学校280校のうち、単学級の学年がある11学級以下の学校は104校である。そのうち将来推計により、今後とも11学級以下の状況にあると見込まれる85校が、適正配置対象校となっている。
- ・これらの85校の分布状況を見ると、適正配置対象校は、23行政区に及んでいる。
- ・中学校126校のうち、単学級の学年がある5学級以下の学校は12校で、6～8学級の学校は28校である。
- ・単学級の学年がある5学級以下の中学校のうち将来推計により、今後とも5学級以下の状況にあると見込まれる学校は7校となっている。  
※上記中学校の将来推計は、小学校の推計算出方法と同じ手法を用いて仮に算出したもの。今後、令和7年5月1日時点の学校現況調査等に基づき推計を作成し、適正配置対象校を決定する。
- ・児童生徒数の減少に対して学校数が減少していない状況を踏まえると、小学校・中学校ともに、総体的に小規模化が進んでいると言える。
- ・大阪市の年少（0～14歳）人口は、昭和55年は約54万人であったが、令和6年は約28万人であり、大阪市の総人口に占める割合は10.0%となっている。約20年後の令和27年には約23万人、同割合は9.2%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。

- ・令和 27 年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、西成区は 7 %未満になると見込まれている一方で、福島区、西区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上となると見込まれている。また、同一区内でも地域によって異なる状況になることやその状況が続くことが見込まれている。
- ・不登校児童・生徒数や特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・また、外国人人口の増加により、日本語指導を必要とする児童生徒が増加している。
- ・教員については、小学校・中学校ともに経験年数が 10 年以下である者が全体の約 6 割となっており、経験豊富な教員が少ない状況となっている。

## 第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

### I 適正配置対象校の区分（規則第2条及び第3条）

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

#### ◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する小学校
  - ② 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの（①を除く。）
  - ③ 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
  - ④ 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
  - ⑤ 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
  - ⑥ 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校（①～③を除く。）
- ※ 郊外校、義務教育学校を除く。

### II 配置の適正化の手法と考え方

#### 1 配置の適正化の手法（条例第16条第4項、規則第5条関係）

##### (1) 統合

- ・配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ・また、2校の統合だけでなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の児童数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

##### (2) 通学区域の変更

- ・「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。

- ・大阪市の現状として、全市的に通学区域毎の児童数にひずみが生じている状況にあることも事実であり、16年答申においても、「一方の学校の収容能力に限界がある場合」には「通学区域の変更」を検討すべきとされており、有効な方策である。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が12学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

#### ※(1)(2)共通事項

- ・通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

### 2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

### 3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（12～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、2 km 以内になること
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

#### 4 配置の適正化の進め方

##### (1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

###### 1) 学校再編整備計画案の作成

- ・ 適正配置対象校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・ 計画案には、次の事項を記載する。
  - ① 再編の実施時期
  - ② 再編実施後の学校の所在地
  - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、児童数の推移及び今後の見込み
  - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
  - ⑤ 再編のための学校施設の整備計画
  - ⑥ 再編後の学校の通学路及び通学路の安全対策
  - ⑦ その他必要な事項
- ・ 上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう作成する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画案を作成することができる。
- ・ 計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・ 計画案を作成するにあたっては、関係先（上記⑥であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

###### 2) 計画案の作成時期等

- ・ 適正配置対象校の①～⑤に区分される学校については、原則として、速やかに作成する。また、学校施設の改修工事や、通学路の安全対策等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・ 適正配置対象校の①～⑤に区分される学校のうち、就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）及び、⑥に区分される学校については、就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、児童数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・ また、適正配置対象校の①～⑤に区分される学校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を

策定するものとする事ができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により児童の教育環境の改善が図れない場合等\*であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。

※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で児童の収容対策を講じることができない場合や、通学路の安全対策において極めて困難な課題がある場合 など

- ・ 計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

### 3) 計画の策定・公表・変更

- ・ 教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
- ・ 区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
- ・ 区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
- ・ 公表した計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する計画の実施時期、実施後の小学校の所在地について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。

なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

## (2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

### 1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・ 区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・ 会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・ 会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・ 会議は、原則として公開とする。
- ・ 区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

## 2) 委員

- ・ 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する児童の保護者
  - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
  - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
  - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者
- ・ 委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・ 委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、再編計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・ 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 3) 検討会議の意見聴取事項

- ・ 会議における意見聴取の事項は、計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、通学路の安全対策、その他必要な事項に関することとする。

## 5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

### <教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・ 統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・ 保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・ 統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・ 統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。
- ・ 不登校や日本語指導を必要とする児童など、個別の支援を要する児童について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の児童にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。

#### <学校>

- ・統合によって、児童の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。

#### 6 その他

- ・大規模校（25 学級以上）や過大規模校（31 学級以上）についても、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

## 第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

### I 適正配置の対象校（規則第2条及び第3条関係）

#### 1 適正配置対象校の区分

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

#### ◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（①を除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑤ 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑥ 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（①～③を除く。）

#### 2 その他対象

条例第16条第4項第2号に規定する中学校（現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校）のうち、教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの（以下、「6～8学級校」という。）については、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

（例）

##### ① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合

校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など

##### ② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合

特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一

定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など

③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合

小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

## Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方

### 1 配置の適正化の手法（条例第 16 条第 4 項、規則第 5 条関係）

#### (1) 統合

- ・配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校又は 6～8 学級校同士の統合を優先する。
- ・なお、通学にかかる負担が大きい場合は、1 対 1 等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の生徒数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

#### (2) 通学区域の変更

- ・「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が 9 学級から 24 学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況も考慮して検討する。

#### ※(1)(2)共通事項

- ・通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

## 2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・「統合」又は「通学区域の変更」の際に相手方となる学校は、原則として、同一区内にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

## 3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（9～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、3km以内になること
- ・通学経路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

## 4 配置の適正化の進め方

### (1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

#### 1) 学校再編整備計画案の作成

- ・適正配置対象校又は6～8学級校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・計画案には、次の事項を記載する。
  - ① 再編の実施時期
  - ② 再編実施後の学校の所在地
  - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、生徒数の推移及び今後の見込み
  - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
  - ⑤ 再編実施のための学校施設の整備計画
  - ⑥ その他必要な事項

- ・上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう作成する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画案を作成することができる。
- ・上記⑥について、6～8学級校が再編の対象校となる場合は、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために統合又は通学区域の変更が必要であることの説明を具体的に記載する。
- ・上記⑥について、通学中の安全対策や通学の負担軽減策等を必要に応じて記載する。
- ・計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・計画案を作成するにあたっては、必要に応じて、関係先（通学の安全関係であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

## 2) 計画案の作成時期等

- ・適正配置対象校は、原則として、速やかに計画案を作成する。また、学校施設の改修工事等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・適正配置対象校のうち、就学規則第5条第2項に規定する保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）については就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・6～8学級校については、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・適正配置対象校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を策定するものとすることができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により生徒の教育環境の改善が図れない場合等※であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。  
 ※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で生徒の収容対策を講じることができない場合 など
- ・計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

### 3) 計画の策定・公表・変更

- ・教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
  - ・区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
  - ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
  - ・公表した計画のうち、条例第16条第5項に規定する計画の実施時期、実施後の中学校の所在地について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。
- なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

## (2) 学校適正配置検討会議（条例第16条第7項、規則第7条関係）

### 1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成23年7月21日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・会議は、原則として公開とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

### 2) 委員

- ・会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する生徒の保護者
  - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
  - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
  - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者

- ・委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・上記④について、区長は、再編計画の対象となる学校の通学区域にある小学校に在籍する児童の保護者の推薦も検討する。

### 3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、計画に関する事、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関する事とする。

## 5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

### (1) 通学にかかる負担の軽減

再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

- ・対象：通学距離が2km超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
- ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
- ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（例：個人用ロッカーの配備等）も検討する。

### (2) その他の検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。

- ・高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報提供を行う。
- ・不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。
- ・中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

#### <学校>

- ・統合によって、生徒の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ・統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減\*するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。  
※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

## 6 その他

- ・大規模校（25学級以上）や過大規模校（31学級以上）が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題を解消することに努める。

## 第5部 その他

### I 学校の跡地

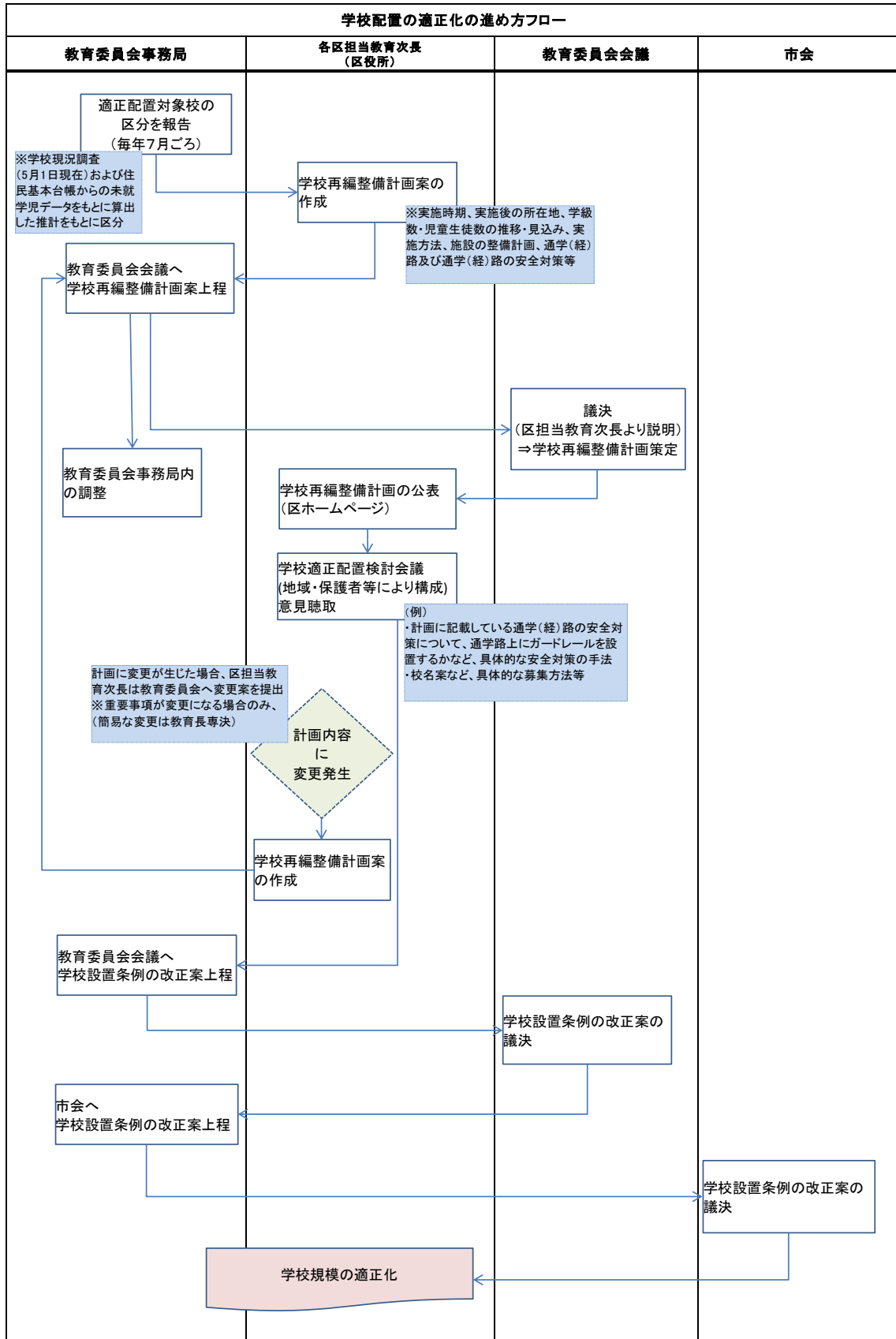
- ・学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、主として売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。
- ・土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着、防災空間としての機能などに配慮する必要があるとあり、処分に当たっては個別の用地にかかる状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用策、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。
- ・これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたところ、令和4年4月の「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校の跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校の跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画案の作成と並行して計画的に検討を進めていく。
- ・なお、検討にあたっては、必ず事前に教育委員会事務局及び契約管財局へ相談のうえ、個々の学校跡地にかかる地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく。

#### ※大阪市未利用地活用方針（平成19年6月28日）

市民の貴重な財産である未利用地については、早期の事業化や処分促進など有効活用を図ることが重要ですが、現在の厳しい財政状況の下、当面この状況が続くことも予想されることから、土地の保有の必要性とのバランスを考慮しながら、可能な限り売却に取り組むこととします。

売却期間の設定にあたっては、不動産市況への影響、測量・境界確定の業務、地元説明等の期間を勘案して、処分検討地を早期（平成20年度まで）、中期（平成22年度まで）、長期（平成28年度まで）に区分し、段階的・計画的に実施していくこととしますが、状況によっては期間の前倒しも検討します。

また、今回の活用方針において、事業予定地や継続保有地に分類されたものについても、事業化の目処や保有の必要性を引き続き精査し、未利用地をとりまく状況の変化や財政状況の変化なども考慮しながら、必要な場合には活用方針の見直しを行い、新たに発生する未利用地の活用方針の策定と併せて、定期的に公表していくこととします。



## 大阪市における学校配置の適正化の推進について(概要等)

### I これまでの経過

#### ○平成 16 年「学校配置の適正化に関する答申」

児童数が 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年4月)

#### ○平成 20 年「今後の学校配置の適正化の進め方について」答申

適正規模について再整理(12~24 学級)。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

↳ 極めて小規模な3校より、順次、地域・保護者への説明を開始  
中津南小学校の中津小学校との統合(平成 22 年4月)

#### ○平成 22 年「今後の学校配置の適正化の進め方について」答申

11 学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、児童数が 120 名を下回る小学校について、速やかに「統合」を進めるべきである。

↳ 該当 6 校について、地域・保護者への説明を開始

速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校	児童数 120 人を下回る小学校
今後の児童数の推移を注視し順次取組みに着手する小学校	児童数 120 人以上であるが、現に全学年単学級、あるいは今後全学年単学級の状況が見込まれる学校

#### ○平成 25 年 12 月「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進に向けて」意見書

意見書を受け、平成 26 年3月「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」を策定。

#### ○令和2年4月「大阪市立学校活性化条例」改正施行「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」策定および「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」改正

子どもの教育環境改善の観点を中心に据え、行政が主体的に責任を持って解決を図る必要があることから、小学校における学校配置の適正化の基準と進め方について、規定整備を実施。

#### ○令和6年3月「大阪市立中学校の配置の適正化に向けての意見書」

小規模化の進行にともない、中学校においても小規模化の進行がみられたことをうけ、中学校の配置の適正化にかかる基本的な考え方が取りまとめられた。

意見書を受け、中学校の配置の適正化にかかる規定整備について検討。

#### ○令和6年 12 月「大阪市立学校活性化条例」改正および、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」改正

中学校における配置の適正化の基準と進め方について規定。

#### ○令和7年4月「大阪市立学校活性化条例」ならびに

「大阪市立小学校・中学校の適正規模の確保に関する規則」改正施行

「大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の推進のための指針」改正

## II 小学校および中学校の現状(令和7年5月現在)

	小学校	中学校
児童・生徒数	ほぼ半減 約 24 万 2 千人(S54)→約 11 万 1 千人(R7)	ほぼ半減 約 10 万 8 千人(S54) → 約 5 万 1 千人(R7)
学校数	横ばい 290 校(S54) → 280 校(R7)	微増 121 校(S54) → 126 校(R7)
学校規模	11 学級以下(単学級の学年あり) → 101 校 うち 6 学級(全学年単学級)かつ今後も同じ状況が継続する見込み → 35 校	5 学級以下(単学級の学年あり) → 10 校 うち 3 学級(全学年単学級) → 3 校

## III 適正化推進の基本的な考え方

平成 22 年答申を起点とし、児童生徒の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的として、条例、規則及び指針に基づき、学校配置の適正化を推進する。

また、大阪市においては、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、各区長が教育委員会事務局の「区担当教育次長」を兼務し、区内の教育に取り組む「分権型教育行政」を推進しており、学校配置の適正化についても区担当教育次長(区長)のリーダーシップの下、区役所と教育委員会事務局が連携して進める。

### 1 適正配置対象校の区分

対象校：毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

#### 【小学校】

- ①複式学級を有する小学校
- ②児童数が 120 を下回る小学校であって今後も 120 以上となる見込みがないもの(①を除く)
- ③児童数が 120 以上である小学校であって、今後 120 を下回ることが見込まれるもの(①を除く)
- ④全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑤学級数が 7 以上 11 以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑥学級数が今後 7 学級以上 11 学級以下であると見込まれる小学校(①～③を除く)

#### 【中学校】

- ①複式学級を有する中学校
- ②生徒数が 60 を下回る中学校であって、今後も 60 以上となる見込みがないもの(①を除く)
- ③生徒数が 60 以上である中学校であって、今後 60 を下回ることが見込まれるもの(①を除く)
- ④全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑤ 4 学級又は 5 学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑥学級数が今後 4 学級又は 5 学級であると見込まれる中学校(①～③を除く)

### 2 適正配置の手法

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「通学区域の変更」についても検討する。

### 3 適正配置相手校の選択基準

原則、小学校は同一中学校区、中学校は同じ区内にあり通学区域が隣接する学校とする。

#### 4 適正配置において満たすべき条件

- ◇ 原則、適正規模(小学校 12~24 学級、中学校9~24 学級)になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離は、原則として、小学校は2km 以内、中学校は3km 以内になること。
- ◇ 通学路等の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

#### 5 学校配置の適正化に向けた進め方

##### 学校再編整備計画の策定

- ◇ 区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画(以下「計画」という。)案作成する。
- ◇ 計画に記載する事項は、再編の対象校の学級数・児童・生徒数推移および今後の見込み、再編の手法、学校施設の整備計画、通学路および通学路の安全対策、その他。
- ◇ 教育委員会は、規則に基づき、計画案を教育委員会会議に諮ったうえで計画を策定する。
- ◇ 区担当教育次長は、教育委員会会議において審議及び議決された計画を区ホームページにおいて公表する。

##### 学校適正配置検討会議

- ◇ 区担当教育次長は、計画について意見を聴取する場として、保護者や地域住民等から構成される「学校適正配置検討会議」を開催する。
- ◇ 意見聴取する事項は、計画に関すること、学校名案、校歌、校章、標準服、その他必要な事項。

#### 6 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

- ◇ 保護者に過度の経済的負担を与えないよう配慮する。
- ◇ 新しい教育方針のもとで教育活動を展開するため、学校長から提案する学校の活性化・特色化に関する取組について、教育委員会は積極的な支援を行う。
- ◇ 児童・生徒にきめ細かい対応ができるよう、教員配置等について配慮する。
- ◇ 児童・生徒の心理的な負担軽減策(交流事業等)を実施する。
- ◇ 適正配置の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績など文化的な継承が、新しい学校においても図られるよう考慮する。
- ◇ 中学校については、再編により通学距離が長くなる場合、負担軽減策を検討する。

#### 7 大規模校・過大規模校について

- ◇ 過大規模校等が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

#### 8 その他(学校跡地について)

- ◇ 学校の跡地は、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、地域の防災拠点としての機能を担っているなど一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、処分及び有効活用について、計画的に進める。
- ◇ これまで学校施設は市民の貴重な財産であり、地域において重要な役割を担ってきたことから、学校跡地の活用については、地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく必要がある。